

香川県報号外
香川県監査委員公表第2号
別冊

平成16年度

包括外部監査の結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

「職員手当の財務事務の執行及び職員住宅、公舎の管理状況について」

香川県包括外部監査人
公認会計士 榎本 浩

目次

第一 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した「特定の事件」（監査のテーマ）	1
3. 「特定の事件」（監査のテーマ）選定の理由	1
4. 監査の対象	2
5. 監査の期間	2
6. 監査の着眼点	2
7. 主な監査手続	2
8. 外部監査人補助者の資格と人数	2
第二 監査の結果及び意見	3
I. 職員手当の概要	3
1. 職員の給料（本給）・手当の制度的扱い	3
(1) 給料表の種類	3
(2) 手当の種類	3
2. 公務員の給与における人事院（都道府県人事委員会）勧告制度について	4
(1) 人事院の役割	4
(2) 香川県人事委員会の役割	5
3. 各職員手当の事務概要	6
4. 各職員手当の支給実績	9
(1) 過去4年間の手当支給実績	9
(2) 平成15年度部局別手当支給実績	10
(3) 平成15年度特殊勤務手当支給実績	10
5. 職員手当についての県の取組み	12
(1) 特殊勤務手当の見直し	12
(2) 超過勤務手当の削減	14
6. 職員住宅、公舎及び宿舎の概要	15
(1) 職員住宅、公舎及び宿舎の設置状況	15
(2) 職員住宅等を整備する目的	16
(3) 職員住宅等の今後の整備計画	17
1) 知事部局職員住宅	17
2) 知事部局公舎	17
3) 医師公舎・看護師宿舎	17
4) 警察職員待機宿舎	17
5) その他の職員住宅等	18
(4) 職員住宅等の使用料の算定	18
(5) 職員住宅等の入居状況	19
7. 互助団体	25
(1) 事業内容	25
(2) 財源	25
II. 監査の結果及び意見	26
1. 職員手当	26
(1) 監査の視点及び手続	26

(2) 監査の結果	28
(中央病院)	28
1) 出勤簿、特殊勤務手当実績簿及び超過勤務等命令簿兼実績簿の不整合の事例（1件） ..	28
2) 特殊勤務手当実績簿の不十分な記載の事例（4件）	28
3) 給与手当計算の誤りの事例（2件）	28
4) 宿直手当の支給に疑問が生じている事例（1件）	29
(3) 監査の意見	29
(知事部局)	29
1) 超過勤務等命令簿の記載方法	29
2) 農林漁業改良普及手当	30
3) 特殊勤務手当	31
ア. 特殊勤務手当の承認	32
イ. 県税事務手当	32
ウ. 狂犬病予防等業務手当	33
エ. 細菌検査業務手当	33
オ. 有害物取扱手当	34
カ. と畜検査業務手当	34
キ. 消防訓練業務手当	34
ク. 社会福祉業務手当	35
ケ. 児童福祉業務手当	35
コ. 知的障害者福祉業務手当	36
サ. 職業訓練業務手当	37
シ. 農業経営者養成手当	37
ス. 家畜保健衛生業務手当	38
セ. 速記手当	39
(病院)	40
1) 特殊勤務手当実績簿の記載方法、記載内容及び様式	40
2) 給与計算手続の正確性の確保	40
3) 臨床業務手当	41
4) 理学療法業務手当	41
5) 分べん介助業務手当	42
6) 精神病治療業務手当	42
7) 有害物取扱手当	43
(水道局)	44
1) 特殊勤務手当実績簿の記載方法	44
(教育委員会)	45
1) 超過勤務等命令簿の記載方法	45
2) へき地手当・へき地手当に準ずる手当	45
3) 教育業務連絡指導手当	46
4) 義務教育等教員特別手当	47
5) 産業教育手当	47
6) 定時制通信教育手当	48
(公安委員会)	50
1) 超過勤務手当	50
ア. 超過勤務の命令について	50
イ. 地域課デスク勤務員の超過勤務について	50
2) 警ら手当	51
3) 交通取締用自動車・警ら用無線自動車運転手当	52

4) 運転免許路上試験手当	52
5) 有害物取扱手当	52
6) 高所手当	53
2. 職員手当に関連する項目	54
(1) 職員住宅等	54
1) 監査方法	54
2) 監査の結果	54
3) 意見	54
(2) 互助団体	63
(3) 旅費（日当）	64
第三 利害関係	65
添付資料	1
1. 職員手当の内容	1
2. 特殊勤務手当	6

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第一 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した「特定の事件」（監査のテーマ）

「職員手当の財務事務の執行及び職員住宅、公舎の管理状況について」

なお、監査の対象期間は、原則として平成 15 年度であるが、必要に応じて過年度に遡及した。

3. 「特定の事件」（監査のテーマ）選定の理由

公務員の給与は、公務員が労働者として役務を提供するその対価という性質を持つ一方、その財源が税金であることから、適正な水準と執行が求められる。香川県では、過去、特殊勤務手当の見直し（平成 12 年 4 月～）、全国に先駆けた退職時の特別昇給の廃止（平成 15 年 1 月～）、退職手当の支給割合の引下げ（平成 16 年 1 月～）など給与の適正化に向けた取組みを行ってきたが、まださらには検討を要すると思われる手当も散見される。

また、県の行財政改革推進プランには、「給与の適正化」が項目として挙げられており、県財政が非常に厳しい状況の中、職員給与の適正化の早期実現が求められている。

平成 15 年度の県一般会計予算 4,717 億円（平成 16 年 2 月補正後）のうち、給料及び手当（退職手当を除く）は 1,042 億円、このうち手当は 369 億円と財政的にも影響の大きい項目である。

そこで、職員手当について、社会・経済情勢の変化や国、他の都道府県、民間の状況を的確に反映するような見直しが必要であり、その適正なあり方を考察することが有用であると考え、「職員手当の財務事務の執行について」を特定の事件として選定することとした。

また、手当に関連して職員住宅、公舎及び宿舎、互助団体に対する県補助金及び旅費の日当について、一体的に監査するのが有用であると判断した。

4. 監査の対象

本監査は、職員の給与のうち、給料及び退職手当を除いた職員手当を対象とする。

給料は、人事委員会勧告に基づき勧告どおり改定されてきていること、退職手当は、平成12年度に包括外部監査を受けており、その後も全国に先駆けて退職時の特別昇給を廃止し、支給割合も国に準じて引下げを行っていることから、本監査の対象から除外した。

5. 監査の期間

平成16年7月5日から平成17年1月31日まで

6. 監査の着眼点

職員手当の計算及び支給等の事務が、法令・条例等に従って、適切に執行されているかという合規性の観点のみならず、今後における職員手当の見直しに当たって参考になるように、各職員手当の支給対象業務の実態等を調査し、各職員手当が、社会・経済情勢の変化や国、他の都道府県、民間の状況に照らして合理的であるかという観点からも監査した。

特に、特殊勤務手当の検討に当たっては、手当支給の根拠である「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するかどうかを念頭において検討した。

また、職員手当に関連して、職員住宅、公舎及び宿舎の入居者が支払う使用料が適切かどうか、互助団体に対する県補助金が合理的であるかどうか、旅費（日当）の支払が適切に行われているかどうかについても検討した。

7. 主な監査手続

各監査対象に関する機関において現場調査を行い、必要書類の閲覧、証憑突合、質問等により監査を実施した。

一部の職員住宅、公舎及び宿舎については、現場視察を行った。

8. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 5名

第二 監査の結果及び意見

I. 職員手当の概要

1. 職員の給料（本給）・手当の制度的扱い

職員の給料及び手当については、「職員の給与に関する条例」、「職員の特殊勤務手当に関する条例」等に規定されており、給与表・手当の種類については、以下のとおりである。

（1）給料表の種類

職員の給料表は、以下のとおりである。

- ①行政職給料表
- ②公安職給料表
- ③研究職給料表
- ④医療職給料表
 - (一) 医師及び歯科医師
 - (二) 薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員
 - (三) 保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員
- ⑤大学教育職給料表
- ⑥技能職給料表
- ⑦高等学校等教育職給料表
- ⑧中学校及び小学校教育職給料表

給料表が上記のように区分されている趣旨としては、地方公務員法第24条第1項に「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定されており、その業務の相違を給料に反映するものである。

（2）手当の種類

香川県としては、各種手当を以下のように区分している。

（下記の手当の支給条件等・支給額については、巻末の添付資料参照。）

手当の性質	手当の種類
1) 生活給的手当	① 扶養手当 ② 調整手当 ③ 住居手当 ④ 通勤手当 ⑤ 単身赴任手当
2) 超過労働的手当	① 超過勤務手当 ② 休日給 ③ 宿日直手当 ④ 管理職員特別勤務手当
3) 職務給的手当	① 給料の特別調整額（管理職手当） ② 管理職手当 ③ 特殊勤務手当 ④ 農林漁業改良普及手当 ⑤ 産業教育手当 ⑥ 定時制通信教育手当 ⑦ 夜勤手当
4) 賞与的手当	① 期末手当 ② 勤勉手当
5) その他の手当	① 初任給調整手当 ② 義務教育等教員特別手当 ③ 特地勤務手当・特地勤務手当に準ずる手当 ④ へき地手当・へき地手当に準ずる手当 ⑤ 災害派遣手当

2. 公務員の給与における人事院（都道府県人事委員会）勧告制度について

公務員は、労働基本権が制約されており、その代償措置として人事院（都道府県人事委員会）勧告制度が設けられている。

（1）人事院の役割

人事院は、内閣の所轄の下に置かれ、国家公務員の人事管理を所掌する、政府から強い独立性を認められた行政機関である。

人事院の役割として、次の3点を挙げることができる。

- ①公務員人事管理の中立性、公正性を確保し、行政に対する国民の信頼に寄与すること。
- ②労働基本権制約の代償として、労使関係の安定と公務員給与等に対する国民の納得に寄与すること。

③人事行政の専門機関として、情勢に的確に対応した施策を推進し、信頼される効率的な行政運営に貢献すること。

公務員の給与に関する人事院勧告制度については、上記のうちの②の労働基本権制約の代償としての役割に該当し、公務員の給与等の決定については、以下によりその責務を適切に果たすよう努めている。

(ア)決定すべき基本的事項は、国会及び内閣に対する勧告

(イ)具体的基準は、法律の委任に基づく人事院規則の制定・改廃

(2) 香川県人事委員会の役割

香川県人事委員会は、地方公務員法により設置された議会や知事から独立した人事行政の専門機関である。

主な役割は、国における人事院とほぼ同じであり、香川県職員の給与等について、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として、知事及び議会に対して職員の給与等に関する報告と勧告を行っている。

平成 15 年の香川県人事委員会による「職員の給与等に関する報告と勧告」（平成 15 年 10 月 3 日）の給与に関する部分の概要は、以下のとおりである。

【報告】

平成 15 年の公民給与の較差について、職員の給与と民間給与とを比較したところ、職員の給与が民間給与を 4,226 円 (1.08%) 上回っていた。このことを受けて、給料表について全給料表の給料月額の改定（減額）を行う必要がある。次に、初任給調整手当、扶養手当及び期末手当については、人事院勧告に準じて改定（減額）する必要がある。また、自宅居住者に対する住居手当は、民間の支給状況、他の都道府県の動向に留意し、通勤手当の通勤距離による支給要件については、民間の支給実態、国や他の都道府県の支給状況等に留意し検討していく必要がある。

【勧告】

給料表

現行の給料表を改定（減額）すること。

諸手当

- ①初任給調整手当について限度額を引き下げること。
- ②扶養手当について減額すること。
- ③期末手当について支給割合を引き下げること。

上記の勧告を受け、条例改正により、平成 15 年 12 月に給料表・手当を引き下げる改定が行われている。

なお、平成 16 年の報告（平成 16 年 9 月 30 日）では、公民給与較差が小さく、給料表を改定することが困難であり、諸手当についても民間や他の都道府県の各手当の支給状況と概ね均衡しているとして、給与改定が見送られた。

3. 各職員手当の事務概要

すべての手当は、給与システム（知事部局（公営企業含む。）、公安委員会及び教育委員会でネットワークされている。）により計算され、支払処理が行われている。

超過勤務手当について、時間当たりの単価は、原則として、各職員の給料月額等から電算システムにより計算され、各所属において超過勤務時間の実際数値が入力されると手当支給額が計算される。

例えば、知事部局においては、実績に基づき支給される手当や住居手当などの各職員の届出に基づく手当は、各所属において認定・入力され、各職員の職務の級や職階など人事データに基づくものは、人事・行革課で決定・入力される。

それらの認定・入力の概要は、次のとおりである。

手当の種類		各手当の支給に関する手続き	事後的な確認
基本的な人事データに基づく手当 ・初任給調整手当 ・特地勤務手当		人事・行革課で給与システムに入力	—
調整手当		所属、職種により給与システムに設定	—
期末手当	期間率	各所属で給与システムに入力	—
勤勉手当	成績率	人事・行革課で入力	—
	期間率	各所属で入力	—
各職員の実態手当である通勤手当、		各所属において、届出書をその内容を証明する書類（※）	随時、各所属で内容に変更がないか、書

住居手当、扶養手当等の生活給的手当	をもとに認定した後、システム入力し、その後は新たな変更届がない限り、従前のデータが承継されていく。	類で確認している。
超過勤務手当、休日給、宿日直手当等実績に基づく手当	命令がなされたものについて、実績が各所属において確認された後、システム入力され、これに基づき手当が支給される。	超過勤務手当については、人事・行革課も、超過勤務時間が多い職員・所属については内容を確認している。
特殊勤務手当	各種の特殊勤務の実績が各所属において確認された後、システム入力され、これに基づき、手当が支給される。	—

※1 住居手当、扶養手当及び通勤手当の認定に当たっては、次の書類により事実関係を確認している。

手当	確 認 書 類
住居手当	<p>1. 自ら居住するため住宅を借り受け居住し、家賃を支払っている職員の場合 契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、領収書等当該職員が居住している住宅に係る契約関係を明らかにする書類</p> <p>2. 自宅居住者の場合 次に例示する書類のうち事実関係が確認できる書類</p> <p>イ. 所有に係る住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築（全部改築、移築、再築を含む。）した住宅 登記簿謄本、登記済証、注文建築請負書、固定資産税家屋課税台帳登録証明書、建築確認申請書、建築工事完了届、検査済証、不動産取得税納付証明書等 ・購入した住宅（交換契約により、又は債務の弁済により取得した住宅を含む。） 登記簿謄本、登記済証、住宅の譲渡（交換）契約書、固定資産税家屋課税台帳登録証明書、住宅引渡証、代金完済等購入を確認できる書類等 ・相続した住宅 登記簿謄本、登記済証、固定資産税家屋課税台帳登録証明書、被相続人の死亡を確認できる書類（死亡診断書等）、遺言書、相続関係を証明できる書類、遺産の分割の協議に関する書類等 ・贈与（遺贈を含む。）された住宅 登記簿謄本、登記済証、固定資産税家屋課税台帳登録証明書、贈与されたことを確認できる書類（贈与契約書等）、贈与税納付証明書等 ・所有権の取得時効により取得した住宅 登記簿謄本、登記済証、固定資産税家屋課税台帳登録証明書、裁判所の判決書等 <p>ロ. 世帯主 住民票、世帯主の収入証明書等</p> <p>ハ. 居住 住民票、通勤届等</p> <p>3. 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受け家賃を支払っているものの場合 配偶者等の住民票及び契約書、領収書等</p> <p>4. 単身赴任手当受給職員で、その所有に係る住宅に配偶者等が居住しているものの場合</p> <p>イ. 所有に係る住宅 自宅居住者の場合と同じ</p> <p>ロ. 居住 配偶者等の住民票</p>
扶養手当	<p>1. 配偶者の場合</p> <p>イ. 戸籍謄本（又は住民票抄本）</p> <p>ロ. 収入状況に関する証明書</p> <p>2. 子の場合（出生の場合、ハは不要）</p>

	<p>イ. 戸籍謄本（又は住民票抄本）</p> <p>ロ. 配偶者の収入状況に関する証明書</p> <p>ハ. 子の収入状況に関する証明書又は在学証明書等（満18歳以上の者については収入状況に関する証明書）</p> <p>3. 父母（60歳以上）の場合</p> <p>イ. 申請人の兄弟の除籍された者も記載した戸籍謄本</p> <p>ロ. 居住証明書（又は住民票抄本）</p> <p>ハ. 父及び母の収入状況に関する証明書</p> <p>ニ. 申請人の兄弟の勤務先から申請親族の扶養手当の支給を受けていないことの証明書</p> <p>4. 弟妹の場合</p> <p>イ. 父母及び申請人の兄弟の除籍された者も記載した戸籍謄本</p> <p>ロ. 居住証明書（又は住民票抄本）</p> <p>ハ. 収入状況に関する証明書又は在学証明書等（満18歳以上の者については収入状況に関する証明書）</p> <p>ニ. 被扶養者を除く他の兄弟の勤務先から申請親族の扶養手当の支給を受けていないことの証明書</p> <p>ホ. 申請親族の父母がその弟妹を扶養することができない理由書（ただし、60歳以上ですでに扶養親族として認められている者を除く。）</p> <p>5. 祖父母の場合</p> <p>イ. 申請人と祖父母の血縁関係を証明できる戸籍謄本</p> <p>ロ. 居住証明書（又は住民票抄本）</p> <p>ハ. 収入状況に関する証明書</p> <p>ニ. 父母が扶養することができない理由書</p> <p>6. 孫の場合</p> <p>イ. 申請人と孫の血縁関係を証明できる戸籍謄本</p> <p>ロ. 居住証明書（又は住民票抄本）</p> <p>ハ. 収入状況に関する証明書又は在学証明書等（満18歳以上の者については収入状況に関する証明書）</p> <p>ニ. 当該孫の父母が扶養することができない理由書</p> <p>7. 心身に著しい障害がある者の場合</p> <p>イ. 申請人及び心身に著しい障害がある者の父母兄弟で除籍された者も記載した戸籍謄本</p> <p>ロ. 居住証明書（又は住民票抄本）</p> <p>ハ. 収入状況に関する証明書</p> <p>ニ. 医師の診断書（終身労務に服することができない程度であることを証明するもの）</p> <p>ホ. 父母、兄弟等の勤務先から申請親族の扶養手当の支給を受けていないことの証明書</p> <p>8. 別居の場合には、上記の書類のほか別居の理由及び扶養の方法を具体的に記載した書類</p>
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・定期券利用者については、定期券の写し ・特別急行料金等の実績支給分…使用済特別急行券、領収書等 ・通勤届の勤経路を示す地図と通勤距離

4. 各職員手当の支給実績

(1) 過去 4 年間の手当支給実績

各職員手当の過去 4 年間の支給実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

手 当	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
期末手当	23,783,532	23,809,389	21,528,458	18,840,290
勤勉手当	7,826,643	7,511,979	7,434,092	8,902,557
給与の特別調整額 ・管理職手当	1,090,466	1,078,331	1,009,998	1,029,014
初任給調整手当	364,611	358,029	354,406	348,322
扶養手当	1,958,343	1,940,901	1,920,516	1,874,369
調整手当	120,543	118,053	113,837	111,406
住居手当	666,139	649,897	646,745	654,710
単身赴任手当	79,879	82,086	80,465	86,869
通勤手当	1,604,499	1,557,379	1,512,665	1,479,544
特殊勤務手当	885,312	892,522	865,391	872,659
へき地・特地勤務手当	127,772	124,438	120,104	111,401
準へき地・準特地勤務手当	21,228	23,850	25,783	26,640
農業改良普及手当	77,192	74,944	76,467	75,684
教員特別手当	1,305,683	1,311,977	1,307,927	1,325,334
産業教育手当	138,819	137,000	134,217	126,438
定時通信教育手当	58,510	58,299	54,027	52,758
超過勤務手当	3,020,828	3,105,742	2,993,816	2,790,523
休日手当	688,218	691,629	726,510	663,405
管理職特別手当	1,671	816	2,111	3,126
夜勤手当	252,866	257,005	245,379	244,387
宿日直手当	478,845	485,204	485,074	483,624
特例一時金	—	57,025	—	—
合 計	44,551,609	44,326,507	41,637,997	40,103,068

平成 13 年度に発生している特例一時金は、平成 13 年の公民較差が小さかった（0.08%）ため、給料表や手当の改定等の措置を取ることなく、公民較差の年額相当額を人事委員会勧告に基づき一時金として支給したものである。

(2) 平成 15 年度部局別手当支給実績

平成 15 年度の部局別職員手当の支給実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	知事部局	病院	水道局	教育委員会	公安委員会	合計	
手当	期末手当	4,006,642	1,454,499	106,617	10,941,418	2,331,112	18,840,290
	勤勉手当	1,893,297	687,047	50,788	5,148,249	1,123,173	8,902,557
	給料の特別調整額・管理職手当	263,968	56,660	9,304	631,358	67,721	1,029,014
	初任給調整手当	32,613	315,709	-	-	-	348,322
	扶養手当	473,474	107,887	14,411	918,205	360,390	1,874,369
	調整手当	23,745	83,647	-	568	3,445	111,406
	住居手当	173,978	46,555	4,129	368,449	61,596	654,710
	単身赴任手当	8,854	1,311	-	21,819	54,885	86,869
	通勤手当	441,393	138,934	13,452	744,463	141,299	1,479,544
	特殊勤務手当	119,128	284,381	10,729	255,761	202,658	872,659
	へき地・特地勤務手当	1,253	-	-	107,804	2,343	111,401
	準へき地・準特地勤務手当	1,565	-	-	22,217	2,857	26,640
	農改普及手当	75,684	-	-	-	-	75,684
	教員特別手当	-	-	-	1,325,334	-	1,325,334
	産業教育手当	-	-	-	126,438	-	126,438
	定通教育手当	-	-	-	52,758	-	52,758
	超過勤務手当	835,216	437,621	22,062	173,583	1,322,039	2,790,523
	休日給	53,247	151,583	14,401	995	443,176	663,405
	管理職特別勤務手当	-	-	-	-	3,126	3,126
	夜勤手当	2,256	102,790	8,579	1,378	129,381	244,387
	宿日直手当	36,927	72,283	-	26,102	348,310	483,624
合 計		8,443,249	3,940,914	254,476	20,866,907	6,597,520	40,103,068

注 1 知事部局には、議会及び各種委員会事務局職員分を含む。

注 2 教育委員会は、臨時的任用の講師を除く。

特殊勤務手当については、手当の種類が多いため、(3)に内訳を記載することとした。

(3) 平成 15 年度特殊勤務手当支給実績

平成 15 年度の部局別特殊勤務手当支給の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

部局	特殊勤務手当内訳	支給額
知事部局 (議会・各種委員会を含む)	県税事務手当	3,326
	狂犬病予防等業務手当	2,204
	細菌検査業務手当	598
	有害物取扱手当	4,970
	と畜検査業務手当	2,988
	航空機搭乗業務手当	175
	保安検査等業務手当	71
	消防訓練業務手当	6
	し尿処理施設等検査業務手当	107
	社会福祉業務手当	7,023
	精神保健福祉業務手当	1,010
	放射線取扱手当	241
	防疫作業手当	28
	結核患者訪問手当	81
	麻薬取締業務手当	7
	臨床業務手当	421
	夜間看護等手当	224
	児童福祉業務手当	16,672
	知的障害者福祉業務手当	41,458
	職業訓練業務手当	12,056
	農業経営者養成手当	4,935
	畜産特殊作業手当	690
	家畜保健衛生業務手当	5,905
	漁業取締業務手当	106
	用地交渉等業務手当	11,717
	特殊現場作業手当	1,465
	特殊現場指導業務手当	631
	計	119,128
病院	細菌検査業務手当	5,082
	有害物取扱手当	6,696
	放射線取扱手当	6,080
	臨床業務手当	40,489
	感染症等治療業務手当	2,858
	精神病治療業務手当	57,777
	理学療法業務手当	757
	夜間看護等手当	163,574
	分べん介助業務手当	313
	死体取扱手当	750
	計	284,381
水道局	浄水等作業手当	10,539
	用地交渉業務手当	43
	特殊現場作業手当	146
	計	10,729
知事部局・病院・水道局 計		414,238
教育委員会	児童・生徒等の負傷等に伴う救急の業務	6
	緊急補導業務	96
	修学旅行等の児童・生徒等引率指導業務	17,753
	対外運動競技等の児童・生徒等引率指導業務	8,151
	部活動指導業務	111,205
	入学試験の受験生の監督、採点等の業務	282
	模式学級又は模々式学級の授業担当業務	1,706
	教育業務連絡指導手当	111,829
	兼務手当	4,218
	通信教育の面接指導業務	93
	通信教育の添削指導業務	392
	有害物取扱業務手当	28
	計	255,761
	犯罪捜査手当	65,116
	警衛警護警備手当	76
公安委員会	犯罪鑑識手当	4,875
	死体取扱手当	13,713
	交通捜査等手当	18,032
	爆発物等処理手当	62
	夜間特殊業務手当	42,858
	少年補導手当	695
	火薬類取扱等手当	1
	警ら手当	24,436
	航空手当	8,162
	海上取締等手当	131
	交通取締用自動車・警ら用無線自動車運転手当	17,052
	運転免許路上試験手当	132
	潜水手当	7
	看守護送手当	7,170
	有害物取扱手当	133
	計	202,658
	合 計	872,659

5. 職員手当についての県の取組み

(1) 特殊勤務手当の見直し

県は、平成 11 年度に特殊勤務手当全般について見直しを行い、平成 12 年度から実施している。

その概要は、以下のとおりである。

ア. 知事部局

特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当」であるが、社会経済情勢の変化等に伴い、業務の特殊性の低下や業務内容自体の変化が認められたため、知事部局の 46 手当すべてについて、県の実情を踏まえ、特殊性、支給基準、支給範囲及び支給方法等について各手当ごとに見直しを行い、下記①から④の措置を講じた。

- ①支給対象業務に著しい特殊性が認められなくなった手当の廃止
- ②支給対象業務及び対象職員の見直しに基づく支給対象範囲の縮小
- ③月額支給から業務に従事した日のみに支給する日額支給への移行
- ④定率（月額）支給の手当に対する上限額の設定

これらにより、知事部局の 46 手当のうち 8 手当を廃止し、統廃合等により 33 手当とした。削減効果は、年間約 1 億 1 千万円であった。

イ. 水道局

水道局では、知事部局と同様に社会経済情勢の変化や業務の特殊性を考慮し、すべての手当について見直しを行った。その結果、次のように措置を講じ、平成 10 年度支給実績に比して、2,632 千円の削減効果があった。

- ①支給方法の改正

浄配水管理業務手当については、名称を浄水等作業手当に変更し、下記のとおり、月額支給から日額支給に変更した。

県営水道管理事務所職員については月額 12,400 円を日額 590 円

上記のうち交代勤務職員については月額 18,000 円を日額 860 円
その他の職員については日額 250 円の支給を廃止

ウ. 教育委員会

教育委員会では、知事部局と同様に既存の教育職員に係る 6 手当及び職員に係る 1 手当についてすべて見直しを行い、次のように措置を講じた。

①手当の廃止

特殊教育諸学校業務手当について、類似の手当である知事部局の社会福祉業務手当の一部を廃止することにあわせて廃止した。

②支給方法の改正

通信教育の添削指導に当たる場合の添削・面接指導手当を月額 1,000 円及び報告書 1 通当たり 100 円の支給を、報告書 1 通当たり 130 円の支給に改定した。

③支給額の改正

教員特殊業務手当のうち、児童等に係る非常災害時の緊急業務にかかる手当の支給額を国に準じて増額改定を行った。

エ. 公安委員会

社会経済情勢の変化や業務の特殊性等を考慮し、既存の 21 手当のすべてについて、見直しを行い、下記のような措置を講じた。

①手当の廃止

手当の趣旨が現状とずれている等、必要性が認められない下記 3 手当について廃止した。

- ・市外電話交換作業手当
- ・特殊機器操作等作業手当
- ・せん孔作業手当

②支給方法の改正

月額支給から、勤務実態に沿った日額支給に改正した。

③支給基準の改正

支給の適正化を図るため、支給対象業務を原則として、「現場の業務（警察庁舎外の業務）」に限定した。

(2) 超過勤務手当の削減

県では、超過勤務はコストを伴うものであることを再認識し、業務能率の確保と職員の心身の健康保持のために、事務事業や事務処理方法を抜本的に見直すことにより超過勤務の縮減を図るため、香川県行財政改革推進プラン（計画期間 平成15～19年度）において、超過勤務手当について次のような方針の下に具体的な数値目標を設定して取り組んでいる。

(1人・1ヶ月当たりの時間数)

部局	14年度実績	15年度		19年度目標	削減時間	削減目標
		目標	実績			
知事部局等	9.6	9.0	8.3	6.7	△2.9	毎年6% 5年間で30%削減
病院	10.6	10.4	9.8	9.5	△1.1	毎年2% 5年間で10%削減
水道局	12.4	11.9	8.2	9.9	△2.5	毎年4% 5年間で20%削減
教育委員会	6.9	6.5	6.0	4.8	△2.1	毎年6% 5年間で30%削減
公安委員会	22.3	14年度実績を上回らないよう抑制	20.3	22.3	0	14年度実績を上回らないよう抑制

なお、平成16年度は、県の厳しい財政事情から、超過勤務手当予算の20～10%カットが実施されている。

6. 職員住宅、公舎及び宿舎の概要

(1) 職員住宅、公舎及び宿舎の設置状況

職員の居住の用に供する建物(職員住宅、公舎及び宿舎、以下「職員住宅等」という)には、福利厚生としての意味合いが強い住宅と公務に伴うものとしての意味合いが強い住宅に大きく区分される。

福利厚生としての意味合いが強い職員住宅には、知事部局職員住宅、教職員住宅があり、公務に伴うものとしての意味合いが強い職員住宅等には、知事部局公舎、医師公舎・看護師宿舎、水道局公舎、校長住宅、警察待機宿舎がある。

平成16年5月1日現在における、職員住宅等の設置状況は以下のとおりである。

【職員住宅等設置状況】

職員住宅等		所管部局	施設数	戸 数	
知 事 部 局	公舎	総務学事課	7 施設	12 棟	27 戸
	所長・次長公舎 (小豆総合事務所)	自治振興課	2 施設	2 棟	2 戸
	所長公舎 (西讃県税事務所)	税務課	1 施設	1 棟	3 戸
	職員住宅	職員課	10 施設	14 棟	284 戸
	東京事務所 職員住宅	職員課	4 施設	5 棟	22 戸
	大阪事務所 職員住宅	産業政策課	1 施設	1 棟	10 戸 (区分所有)
病 院	医師公舎	県立病院課	9 施設	9 棟	59 戸
	看護師宿舎	県立病院課	1 施設	1 棟	35 戸
水道局公舎		水道局	3 施設	7 棟	9 戸
教育委員会	教職員住宅	教育委員会福利課	9 施設	13 棟	110 戸
	校長住宅	教育委員会福利課	4 施設	4 棟	4 戸
公安委員会	警察待機宿舎	警察本部会計課	54 施設	69 棟	725 戸
	署長公舎	警察本部会計課	8 施設	8 棟	8 戸
合 計			113 施設	146 棟	1,298 戸

(注) 同一施設に、所管課の異なる職員住宅等が併設されている場合は、それぞれの所管課において、1施設、1棟としている。

(2) 職員住宅等を整備する目的

1) 福利厚生を目的とした職員住宅

県は、地方公務員法第42条に基づき、福利厚生制度の一環として知事部局職員住宅及び教職員住宅に関して、昭和30年頃から住宅に困窮する職員のために職員住宅を建設・管理運営している。

知事部局職員住宅に関しては、職員住宅の必要性及び今後の方針として、平成9年4月に香川県職員福利厚生計画(第2次)を策定し、その中で、「職員住宅は、職員が職務に専念するために必要な、快適かつ安全な生活を支える基盤であるという観点から、居住水準や将来の必要戸数並びに本県の地理的特性及び交通網の整備等を総合的に勘案して計画的な整備を実施する必要がある」と表明している。

地方公務員法

(厚生制度)

第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

2) 公務遂行目的の職員住宅等

業務の特殊性、緊急性に対応すべく設置された職員住宅等としては、知事部局公舎、医師公舎・看護師宿舎、校長住宅、警察待機宿舎があげられる。

特に、警察待機宿舎については、昼夜を問わず発生する各種事件事故、とりわけ重要事件や大規模災害等発生時に迅速かつ大量の警察力を投入して集団警察力の確保や初動体制を確立し、治安強化を図るため整備されているもので、早期に現場臨場が必要とされる刑事・交通・鑑識等に従事する警察官をはじめ全警察官に居住指定あるいは居住制限を課して居住を義務付けることで、各種事件事故の早期解決を図るために必要不可欠な施設であると考えている。

(3) 職員住宅等の今後の整備計画

1.) 知事部局職員住宅

財政事情の悪化に伴い、香川県職員福利厚生計画(第2次)(平成9年4月)は実行できない状況にあり、その後、現在明確な整備計画がないものの、入居率が悪化した住宅の廃止等について検討している。

2.) 知事部局公舎

知事部局中央町第1、第2、第3課長公舎については、設置目的に配慮しつつ、維持管理コストの削減など資産管理の合理化を図るため、平成19年度までに、中央町第3課長公舎に集約し、中央町第1、第2課長公舎を売却することを検討している。

3.) 医師公舎・看護師宿舎

中央病院については現在移転もしくは建替え等の検討がなされており、津田病院については廃止が計画されているため、当該計画の進捗に応じて医師公舎等の整備を見直すこととしている。

4.) 警察職員待機宿舎

平成16年度待機宿舎整備計画(案)では、隨時柔軟な見直し・修正が不可欠であるとしながらも、当面の整備方策として以下の点が考えられている。

- ・事件事故等発生時の緊急呼出等に対応するため、警察署の近隣2km以内に大・中規模宿舎を確保(最低必要戸数の確保)。
- ・非効率的な小規模宿舎を廃止し、土地の売却(返還)を促進。
- ・未利用宿舎の取壊し、土地売却(返還)を促進。

待機宿舎の必要戸数は、入居者数に直接影響を与える最大要因である警察官の採用人員の周期的増減を考慮し、かつ、警察署の再編整備、管轄区域の見直しによる定員の移動等による需要動向を勘案しつつ、大量採用期による宿舎不足時に無理のない対応ができること、採用減少期に空き宿舎を出さないこと等を前提に、居住指定、居住制限及び卒業配置人員等から試算した結果、最低必要戸数を670戸とすることで、最も有効な宿舎の運用・管理を行うことがで

きると考えている。なお、最大で 200 戸近い宿舎不足が懸念される平成 22 年をピークとする 10 年間については、他の職員住宅への入居促進あるいは独身警察官の複数居住強化等で緊急避難的対応を図る必要があるとしている。

現状の宿舎戸数 725 戸は最低必要戸数を上回っているが、老朽・狭隘度が顕著なものから、地理的状況、必要性等を個々に勘案し、継続（建替え・リフォーム）あるいは廃止を決定し、地区毎の必要戸数に配慮しながら、全体戸数を最低必要戸数に近づけていくとしている。

5) その他の職員住宅等

未利用の校長住宅についての売却方針は具体的に計画されているが、その他の職員住宅等については、明確な整備計画がないのが実情である。

(4) 職員住宅等の使用料の算定

職員住宅等の使用料については、国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）に規定する有料宿舎の使用料の算定方法を基準として計算されており、職員住宅等によっては部分的な調整を加味している。

（基本的な月額使用料の算定方法）

月額使用料

$$= (1 \text{ m}^2 \text{当たり基準使用料} - \text{勤務地控除} - \text{経過年数控除}) \times \text{住宅面積}$$

（令 13-1） （則 13-2） （則 14-1）

ただし、現行使用料を下回る場合は現行使用料を据置きとしている。

【使用料算定方法】

職員住宅等		使 用 料 算 定 方 法
知 事 部 局	公 舎	平成 16 年度に改定
	職員住宅	上記月額使用料
	東京事務所	上記月額使用料 所長公舎（月額 9,200 円） 職員住宅（月額 4,400 円～15,450 円） (平成 5 年度改定時より据置き)
	大阪事務所	上記月額使用料 所長公舎（月額 15,500 円）、 職員住宅（月額 7,800 円又は 7,900 円） (平成 5 年度改定時より据置き)

病院	医師公舎	上記月額使用料 (平成5年度改定時より据置き)
	看護師宿舎	上記月額使用料に光熱費を加算した金額 (平成12年度改定時より据置き)
水道局公舎		上記月額使用料
教育委員会	教職員住宅	上記月額使用料(ただし上限は13,500円) 平成5年改定時より据置き
	校長住宅	校長が使用する場合は9,300円、 校長以外が使用する場合は上記月額使用料 平成5年改定時より据置き
警察職員待機宿舎 ・署長公舎		上記月額使用料×警察職務による調整 (署長0.1、副署長0.5、その他警察官0.7)

(5) 職員住宅等の入居状況

職員住宅等の入居状況(平成16年5月1日現在)は、以下のとおりである。

(知事部局公舎)

公舎名	建築年度	構造	1戸当たり面積(m ²)	間取	使用料(月額・円)	設置戸数(戸)	入居戸数(戸)	入居率
昭和町公舎	S.43	RC1	262.63	7DK	33,200	1	1	100.0%
		RC2	135.70	5DK	21,200	2	2	100.0%
紫雲町部長公舎	S.55	RC2	132.73	6DK	29,700	4	4	100.0%
番町部長公舎	S.29	W2	138.95	6DK	11,000	1	1	100.0%
中央町部長公舎	S.25	W1	120.89	5DK	9,400	1	1	100.0%
中央町第1課長公舎	S.35	RC3	58.83	4K	9,300	6	3	50.0%
中央町第2課長公舎	S.36	RC3	58.83	4K	9,300	6	3	50.0%
中央町第3課長公舎	S.37	RC3	53.70	3K	*9,300	6	2	33.3%
小豆総合事務所所長公舎	S.63	W1	78.02	3DK	21,300	1	1	100.0%
小豆総合事務所次長公舎	S.55	RC2	85.05	4DK	24,400	1	1	100.0%
西讃県税事務所公舎	S.44	RC4	216.11	3LDK	12,100	3	0	0.0%
合計						32	19	59.4%

*17,700円、14,800円各1室有り

(知事部局職員住宅)

	住 宅 名	建 築 年 度	構 造	1 戸 当た り 面 積 (m ²)	間 取	使 用 料 (月額・円)	設 置 戸 数 (戸)	入 居 戸 数 (戸)	入 居 率
高 松 市 内	郷 東	S. 41	RC 5F	49.45	3DK	6,700	32	30	93.8%
	桜 町	S. 44	RC 5F	50.23	3DK	8,400	30	22	73.3%
		S. 44	RC 5F	50.23	3DK	8,400	15	11	73.3%
		S. 46	RC 5F	50.23	3DK	8,400	15	10	66.7%
		S. 49	RC 5F	50.23	3DK	9,200	15	12	80.0%
	楠 上	S. 50	RC 3F	52.21	3DK	9,600	18	16	88.9%
	西宝町	S. 56	RC 4F	63.20	3DK	15,100	7	7	100.0%
				62.14	3DK	14,900	8	8	100.0%
	屋 島	H. 5	RC 4F	19.72	ワンルーム	4,500	28	28	100.0%
	仏生山	H. 7	RC 4F	68.13	3DK	25,000	4	4	100.0%
				67.60	3DK	24,700	8	8	100.0%
				67.50	3DK	24,700	6	6	100.0%
高 松 市 以 外	木 太	H. 10	SRC 8F	70.16	3DK	26,000	52	52	100.0%
	観音寺	S. 42	RC 4F	47.20	3DK	6,700	9	2	22.2%
				23.04	1K	2,400	11	0	0.0%
	小豆島	S. 47	RC 4F	52.21	3DK	9,600	16	4	25.0%
	善通寺	S. 60	RC 2F	63.04	3DK	16,800	4	3	75.0%
				63.04	3DK	16,800	6	6	100.0%
東 京	元麻布	S. 32	木造 2F	73.54	6DK	11,000	1	1	100.0%
				73.21	3DK	10,300	4	4	100.0%
				56.29	4DK	9,200	1	1	100.0%
				36.85	3DK	4,400	1	1	100.0%
	目 黒	S. 54	RC 3F	63.72	3DK	10,300	2	2	100.0%
				61.12	3DK	9,900	2	2	100.0%
				45.55	3DK	7,300	2	2	100.0%
	三田 1	S. 56	RC 3F	63.70	4DK	15,450	3	3	100.0%
	三田 2	H. 3	RC 4F	61.10	3DK	15,450	3	3	100.0%
				61.89	3DK	15,450	2	2	100.0%
				61.91	3DK	15,450	1	1	100.0%
合 計							306	251	82.0%

(知事部局大阪事務所)

住 宅 名	建築 年度	構 造	1 戸当た り面積 (m ²)	間 取	使用料 (月額・円)	設置 戸数 (戸)	入居 戸数 (戸)	入居率
千里讃岐荘	S. 47	地上 5 階 30 戸の うち 10 戸区分所 有	44.47	4DK	15,500	1	1	100.0%
			51.32 ～53.06	3DK	7,800 ～7,900	9	4	44.4%
合 計						10	5	50.0%

(医師公舎・看護師宿舎)

病院	公舎・宿舎名	建築 年度	構 造	1 戸当た り面積 (m ²)	間 取	使用料 (月額・円)	設置 戸数 (戸)	入居 戸数 (戸)	入居率
中央	院長公舎	S. 34	W1F	84.45	4DK	9,000	1	1	100.0%
	医師公舎 (番町)	S. 42	RC5F	81.25	4DK	16,100	7	7	100.0%
	医師公舎 (中央町)	S. 35	RC3F	45.22	2DK (一部 3DK)	7,200	12	10	83.3%
	医師公舎 (塩上町)	S. 43	RC5F	63.72	3DK	10,500	12	12	100.0%
丸亀	院長公舎	S. 35	W1F	68.69	3DK	5,400	1	1	100.0%
	医師公舎	S. 39	RC2F	56.26	4DK	8,200	6	0	0.0%
津田	医師公舎 (北)	S. 39	RC2F	102.30	5DK	30,000	3	3	100.0%
	医師公舎 (南)	S. 54	RC2F	80.89	4DK	21,500	4	4	100.0%
	医師公舎 (南)	S. 54	RC2F	82.85	4DK	21,500	2	2	100.0%
白鳥	医師公舎	S. 54	RC2F	87.93	4DK	23,300	4	4	100.0%
	医師公舎	S. 54	RC2F	68.57	3DK	17,400	2	2	100.0%
がん 検	所長公舎(番町)	S. 42	RC5F	81.25	4DK	16,100	1	1	100.0%
	医師公舎 (塩上町)	S. 43	RC5F	63.72	3DK	10,500	4	3	75.0%
中央	看護師宿舎	S. 56	RC3F	13.14	1室 6畳	5,500	35	11	31.4%
合 計						94	61	64.9%	

(水道局)

	公舎名	建築年度	構造	1戸当たり面積(m ²)	間取	使用料(月額・円)	設置戸数(戸)	入居戸数(戸)	入居率
綾川 浄水場	公舎1号	S.43	W1F	49.58	2DK	2,000	1	0	0.0%
	公舎2号	S.50	フ [°] レバフ [°] 1F	58.40	3DK	4,400	1	0	0.0%
	公舎1号 単身者用1号	S.43	W1F	16.52	1室 4.5畳	500	1	0	0.0%
	公舎1号 単身者用2号	S.43	W1F	16.52	1室 4.5畳	500	1	0	0.0%
	公舎1号 単身者用3号	S.43	W1F	16.52	1室 4.5畳	500	1	0	0.0%
中部 浄水場	公舎1号	S.50	フ [°] レバフ [°] 1F	56.58	4DK	4,400	1	0	0.0%
	公舎2号	S.50	フ [°] レバフ [°] 1F	56.58	4DK	4,400	1	0	0.0%
西部 浄水場	公舎1号	S.50	W1F	54.20	3DK	4,400	1	0	0.0%
	公舎2号	S.50	W1F	54.20	3DK	4,400	1	0	0.0%
合 計							9	0	0.0%

(教職員住宅・校長住宅)

	住宅名	建築年度	構 造	1戸当たり面積(m ²)	間取	使用料(月額・円)	設置戸数(戸)	入居戸数(戸)	入居率
教 職 員 住 宅	一宮	S.40	RC3F	51.42	3K	7,300	30	27	90.0%
	丸亀	S.44	RC3F	49.08	3K	7,500	12	11	91.7%
	坂出	S.39	RC4F	44.47	2K	6,100	12	8	66.7%
	観音寺	S.42	RC4F	47.20	3K	6,700	5	5	100.0%
				15.69	1室 6畳	2,400	6	0	0.0%
				49.77	3K	6,700	3	3	100.0%
	土庄	S.43	RC2F	52.07	3K	8,000	6	6	100.0%
	大木戸	S.55	RC2F	63.71	3DK	13,500	8	8	100.0%
	内 海	S.45	CB2F	51.52	3K	7,000	4	4	100.0%
				68.50	3DK	13,500	4	1	25.0%
				31.01	2DK	7,000	4	3	75.0%
	津田	S.43	RC2F	40.60	3K	5,600	8	6	75.0%
	大内	S.60	RC2F	28.50	1DK	6,000	8	8	100.0%
小 計							110	90	81.8%
校 長 住 宅	小豆島高	S.45	CB1F	71.06	4DK	9,300	1	1	100.0%
	土庄高	S.45	CB1F	71.06	3DK	9,300	1	1	100.0%
	石田高	S.54	CB1F	78.00	4DK	9,300	1	0	0.0%
	坂出工高	S.37	CB1F	75.07	4DK	9,300	1	0	0.0%
	小 計							4	2
合 計							114	92	80.7%

7. 互助団体

香川県における互助団体としては、（財）香川県職員互助会、（財）香川県教職員互助会及び香川県警察互助会（任意団体）が設置されている。

いずれも地方公務員法第42条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されており、これを受けたて県条例により、昭和38年に上記団体を設置したものである。

（1）事業内容

各互助団体は、職員の互助共済及び福利増進を図るために、療養の給付及び退職の場合の給付その他の福利厚生事業を行っている。

（2）財源

各団体の給付事業は、会員の掛金、県からの補助金を主な財源として実施している。

II. 監査の結果及び意見

1. 職員手当

(1) 監査の視点及び手続

職員手当について、知事部局、教育委員会及び公安委員会ごとに手当の内容、趣旨の説明を受け、各手当の認定事務手続きについての概況を把握するために、説明を受けるだけでなく、高等学校、教育事務所に現場視察して、各手当の認定や認定に関する各種実績簿等の根拠資料の整備状況を調査した。その際、教育委員会内で整備されている諸手当のシステムについて、端末でメニューを閲覧した。

さらに、具体的に諸手当の事務が①県の条例等に従って、算定されているか、②根拠資料に基づいて支給されているか、③適切な確認等のチェックはあるか、という合規性の観点から監査を行うため、下記の方法により、一部抽出して調査を行った。なお、調査に当たっては、手当内容及び支給状況についても併せて質問を行った。

(抽出方法)

部 局	サンプリング方法、調査内容	サンプル数
知事部局 病 院 水 道 局	<p>① 平成 15 年度の所属別手当金額データから 1 人当たりの各手当の支給金額の最も高い所属を抽出した。</p> <p>② さらに、当該所属における該当手当の支給金額の多い月を抽出する。</p> <p>③ ②の月において、最も支給金額の多い職員を抽出し、当該職員に支給された手当の内容について、書類を閲覧し、質問により確認した。該当手當に限らず、他の職員手当も確認した（期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。）。</p>	22 名 (内病院 3 名 水道局 2 名)
教育委員会	<p>① 学校において支給される手当の種類はどの学校もほぼ同じであるため、定時制のある高等学校について、知事部局と同様にサンプリングを行い、支給された手当の内容について、書類を閲覧し、質問により確認した。</p> <p>該当手當に限らず、他の職員手当も一部確認した（期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。）。</p> <p>② 上記のほか、へき地手当、準へき地手当、調整手当、夜勤手当、緊急補導手当、有害物取扱手当、夜勤手当、通信教育添削面接指導手当、産業教育手当等については別途サンプリングを行い、支給された手当の内容について、書類を閲覧し、質問により確認した。該当手當に限らず、他の職員手当も確認した（期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。）。</p>	16 名 8 名
公安委員会	<p>① 警察署について、知事部局と同様にサンプリングを行い、支給された手当の内容について、書類を閲覧し、質問により確認した。該当手當に限らず、他の職員手当も確認した（期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。）。</p> <p>② 上記のほか、有害物取扱手当及び運転免許路上試験手当該当者については、別途サンプリングを行い、支給された手当の内容について、書類を閲覧し、質問により確認した。該当手當に限らず、他の職員手当も確認した（期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。）。</p>	14 名 2 名

(病院の追加手続き)

病院に関しては、手当関係の金額が他の所属に比べて多額であることから、中央病院において平成 15 年 12 月に支給された特殊勤務手当について以下の手続きを追加で実施した。

- 1) 特殊勤務手当が、支給対象業務に対して支給されているかどうかを確認するため、特殊勤務手当実績簿を通査した。
- 2) 給与計算が正確に行われているかどうかを確認するため、サンプリングで 14 件を抽出し、出勤簿と特殊勤務手当実績簿が整合しているか、また、適宜、出勤簿と超過勤務等命令簿兼実績簿、給与明細額調書等との整合性も確認した。

(2) 監査の結果

下記を除いて、手当支給事務は適切に行われていた。

(中央病院)

- 1) 出勤簿、特殊勤務手当実績簿及び超過勤務等命令簿兼実績簿の不整合の事例（1 件）

出勤簿が「休」になっているにもかかわらず、有害物取扱手当が支給されている事例があった。

- 2) 特殊勤務手当実績簿の不十分な記載の事例（4 件）

特殊勤務手当実績簿の記載が不十分なため、支給の根拠が明確でないものが 4 件あった。

- 3) 給与手当計算の誤りの事例（2 件）

- ① 特殊勤務手当実績簿の記載もれのため、臨床業務手当が 1 日分過少に支給されていた。（1 件）
- ② 超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当について、11,079 円過多に支給されていた。（1 件）

4) 宿直手当の支給に疑問が生じている事例（1件）

当該医師は、宿直を命ぜられた時間中、超過勤務（手術）を行っていたが、5時間未満の宿直として10,000円が支給されていた。庶務課は、超過勤務により、宿直時間は0時間になっても、病院内に待機していたと判断し、宿直手当を支給していた。

今後、宿直勤務の実態を適正に把握して支給すべきである。

（3）監査の意見

各手当について、サンプリングされた各職員の個別の支給根拠となる資料を調査し、必要と認めた場合には、業務内容や各手当の趣旨についても質問を行った。以下の項目については、各手当について、今後検討するに当たり参考となるように意見としてまとめたものである。

（知事部局）

1) 超過勤務等命令簿の記載方法

超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務したときに、超えた時間に応じて支給される手当である。

抽出した県税事務所の超過勤務命令簿及び実績簿を閲覧すると、「用務事項」の欄に超過勤務として従事すべき業務を記入することにより超過勤務の命令を行うことになるが、実際の超過勤務命令簿には下記の記入例のように「納税用務」「課税用務」のような簡略な業務名を記載しており、どのような業務に従事するために超過勤務命令を出しているのか不明確である。具体的な業務名を記載する必要がある。

【県税事務所における「超過勤務等命令簿」の記入例】

○月○日

番 通 号 し	勤務者		勤務命令時間			用務事項	宿直 日 直	登庁 退庁 時間
	職名	氏名	超過勤務	休日 勤務	夜間 勤務			
		○○	自 至	自 至	自 至	納税用務		
		××	自 至	自 至	自 至	"		
		△△	自 至	自 至	自 至	課税用務		

2) 農林漁業改良普及手当

農林漁業改良普及手当は、次の職員が技術及び知識を普及指導する業務に従事したときに、専門技術員、林業専門技術員及びこれに相当する職員に対しては給料月額の 8%、改良普及員、林業改良指導員及びこれに相当する職員に対しては給料月額の 12%を支給する手当である。

- ① 農業改良助長法第 14 条の 2 第 1 項に規定する専門技術員又は改良普及員
- ② 森林法第 187 条第 1 項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員
- ③ 水産業、蚕業又は開拓に関する業務に従事する職員で①、②の職員の行う職務に相当する職務を行うもの

この手当は、農業における急速な技術革新の進展に即し、農業生産の選択的拡大等の諸政策の推進に対応して、専門技術員及び改良普及員の技術指導力を強化し、農業改良普及事業を刷新強化する必要があることから、次のような普及職員の職務の複雑性・困難性に鑑み、手当を支給することで、優秀な人材の確保育成を図ろうとするものである。

- ① 研究成果の組み立て、実証等の調査研究を行っており、行政職と研究職との中間的な形態のものであること。

- ② 農業者との信頼関係を基礎として直接農業者に接して教育的手法により普及活動を行う、教育職に近似する職務内容であるが、長年における農業の経験を有し、ある程度固定した考え方や行動様式を持った成人への指導であるほか、学校教育と違って、何の拘束力も持たず、農業者の普段の生活や行動の中から問題点を発見したり、農業者の水準に応じた指導をしなければならず、画一的な指導でないことなど非常な努力と忍耐が必要とされること。
- ③ 農業技術の革新や農業者の高度・多様なニーズ等に応じて、日々自らの技術知識の向上と自己研鑽に努めることが必要とされること。
- ④ 勤務場所は、農家及びほ場が主体であり、農業者の都合のよい時間に合わせなければならないという職務の特殊性、特質を持っており、勤務条件が不規則かつ強度であること。

農業改良普及事業は、専門技術員及び改良普及員に負荷がかかる業務ではあるが、本来業務であり、農業を取り巻く環境や担い手の在り方は、農業改良助長法改正により手当を導入した昭和38年当時と比べて、機械化の浸透、情報伝達ツールの多様化など大きく変わってきており、また、行政のあらゆる分野で高度な専門性や説明能力が求められるようになってきており、業務の困難性は相対的に薄れ、他の業務に従事する職員と比較して手当措置を必要とするほどの業務の特殊性を認めにくくなっていると思われる。

林業及び水産業についても同様、本来業務であり、業務の特殊性は相対的に低下してきていると考えられる。なお、蚕業及び開拓については対象業務がないと思われる。

また、関係法改正を受け、全国的に見直しが行われている状況にある。

このような観点から、当該手当の支給水準について、他県の検討状況等も参考にしながら、支給すべきかどうかも含め、見直す必要があると考える。

3) 特殊勤務手当

特殊勤務手当の検討に当たっては、

- ① 社会経済情勢や職務内容の変化等に伴い、その業務の特殊性が薄れてきていないか。
- ② 手当を支給されていない職員の職務内容との均衡上問題はないか。
- ③ 対象業務及び対象職員の範囲については、真に「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務」に限って対象としているかどうか。
- ④ 支給方法については、対象業務に従事した際に限定して支給されているか。
- ⑤ 支給額が定率によって定められている手当については、業務の特殊性や困難度が給料の額等に比例して増加するものでないとも考えられることから、支給方法、支給額が適正かどうか。

の観点から検討を行った。

なお、特殊勤務手当の他県比較については、「都道府県の特殊勤務手当支給状況調べ（平成16年4月1日現在）」（社団法人地方行財政調査会）を使用した。

ア. 特殊勤務手当の承認

特殊勤務手当については、各所属で本人が特殊勤務手当実績簿を作成（申請）して、所属長（学校では校長、病院では病院長）が承認を行っているが、所属長のみが承認印を捺印している事例が見受けられた。

所属長が各職員の特殊勤務手当の要件に適合した業務を行ったかどうか把握できるとは、到底考えられない。実際には、その職員が所属している係（グループ）の責任者が実績を把握しているものと思われる。したがって、所属長だけが承認印を捺印するのではなく、実際に管理している者も捺印すべきである。

イ. 県税事務手当

県税事務手当は、県税事務所等の職員が、納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課又は徴収に関する事務に従事したときに、日額670円が支給される手当である。

これは、滞納者に対する賦課及び徴収の業務であることから、業務の困難性が予想され、ときには危険な局面に接する可能性もある

ことから、国では税務職俸給表を設け、行政職俸給表（一）適用職員に比べて税務関連職員の給与が高く設定されているが、県では給料でそのような差をつけていないことから、本特殊勤務手当を支給することとしたものである。

確かに県税の賦課又は徴収の現場では、困難なケースに遭遇することも予想されるが、銀行への納税者の財産調査など、通常、不快、危険と思われないような業務についても支給されているケースが見受けられることから、支給対象業務を見直す必要がある。

ウ. 狂犬病予防等業務手当

狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに、日額 910 円（下記①、②の場合）又は 250 円（下記③の場合）が支給される手当である。

- ①狂犬病予防法の規定による犬の捕獲又は処分
- ②動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬、猫等の引取り、収容又は処分
- ③香川県動物の愛護及び管理に関する条例第 22 条第 1 項の規定による立入調査

東京都では、都内における狂犬病が、昭和 33 年に 3 件発症例が生じて以来 47 年間発生していないことから、平成 15 年度末で廃止している。また、山梨県、三重県、広島県においても支給されていない。

他県との均衡も考慮しながら、支給すべきかどうかも含め、支給対象業務の範囲や支給額の見直しについて検討する必要がある。

エ. 細菌検査業務手当

細菌検査業務手当は、特に危険な病原体の研究又は検査の業務に従事したときに、日額 320 円が支給される手当である。

特に危険な病原体とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 1 項に記載のものである。

環境保健研究センターにおける新生児の血液を採取して行う代謝異常検査は、感染症検査ではなく、新生児全員を対象として先天性

疾患の検査を行うものであるが、この場合もこの手当が支給されている。

当該手当は病人の検体検査業務等において、細菌に感染する危険性が一定以上あるため支給されるものと考えられる。しかし、上記のような検査業務においては、特殊勤務手当が措置されるほど危険性が高いものとは考えられない。

業務の危険性を考慮して、支給対象業務の厳格な適用が必要である。

オ. 有害物取扱手当

有害物取扱手当は、職員が、一定の有害物を取り扱う業務に従事したとき又は有害物のガス・蒸気若しくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務に従事したときに、日額 290 円が支給される手当である。

サンプリング調査により、実際に有害物取扱手当の支給された事例を調査すると、特殊勤務手当実績簿に対象となる有害物名の記載がなく、当該手当の支給根拠が不明確である事例が見受けられた。

手当の支給対象業務を明確に記載する必要がある。

カ. と畜検査業務手当

と畜検査業務手当は、と畜検査員がと畜場法第 14 条の規定による獣畜のと殺又は解体の検査の業務に従事したときに、月額 18,600 円が支給される手当である。

業務に特殊性は認められるが、他県では日額で支給されているところも多く、対象業務に従事した際に限定して支給すべきであり、日額化について検討する必要がある。

キ. 消防訓練業務手当

消防訓練業務手当は、消防学校に勤務する職員が教育訓練として、火災防御訓練又は救助訓練の業務に従事したときに、日額 420 円が支給される手当である。

業務内容及び他県の支給状況を考慮して、昭和 46 年に設定され、平成 11 年度の見直しの際に、ポンプ操縦法訓練及び体育訓練については手当で措置するほどの特殊性がないとして、支給対象業務の範囲を限定したものである。

火災防御訓練又は救助訓練についても、正当な注意を持って行えば危険は少ないと考えられることから、支給すべきかどうか検討する必要がある。

ク. 社会福祉業務手当

社会福祉業務手当は、次により支給される手当である。

①保健福祉事務所又は小豆総合事務所に勤務する職員が生活保護法、児童福祉法又は知的障害者福祉法の規定により、要保護者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務に従事した場合
日額 510 円

②子ども女性相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合

(i) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

月額：給料月額の 4/100 に相当する額

(その額が 14,500 円を超えるときは、14,500 円)

(ii) その他の職員

月額：給料月額の 8/100 に相当する額

(その額が 28,000 円を超えるときは、28,000 円)

③子ども女性相談センター、身体障害者相談所又は知的障害者相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（②の場合を除く。）

日額 510 円

全国の状況と比較すると支給水準にやや乖離が認められる。他県との均衡を考慮して、支給額及び支給率について見直しを検討する必要がある。

ケ. 児童福祉業務手当

児童福祉業務手当は、斯道学園に勤務する次に掲げる職員が児童に対する指導又は自立の支援に関する業務に従事したときに、次により支給される手当である。

①給料の特別調整額を受ける職員

月額：給料月額の 6/100 に相当する額

(その額が 21,000 円を超えるときは、21,000 円)

②児童自立支援専門員、児童生活支援員又は職業指導員（①の職員を除く。）

月額：給料月額の 14/100 に相当する額

（その額が 49,000 円を超えるときは、49,000 円）

③. ①、②の職員を補助する職員

日額 200 円

全国の状況と比較すると支給水準にやや乖離が認められる。他県との均衡を考慮して、支給額及び支給率について見直しを検討する必要がある。

コ. 知的障害者福祉業務手当

知的障害者福祉業務手当は、川部みどり園に勤務する次に掲げる職員が教育、指導又は訓練の業務に従事したときに、次により支給される手当である。

①給料の特別調整額を受ける職員

月額：給料月額の 6/100 に相当する額

（その額が 21,000 円を超えるときは、21,000 円）

②生活指導員、作業指導員、児童指導員又は保育士（①の職員を除く。）

（i）重度の知的障害者に対する教育、指導又は訓練の業務に常時従事する職員

月額：給料月額の 18/100 に相当する額

（その額が 63,000 円を超えるときは、63,000 円）

（ii）その他の職員

月額：給料月額の 14/100 に相当する額

（その額が 49,000 円を超えるときは、49,000 円）

③看護師又は准看護師（①の職員を除く。）

（i）重度の知的障害者に対する教育、指導又は訓練の業務に常時従事する職員

月額：給料月額の 14/100 に相当する額

（その額が 50,900 円を超えるときは、50,900 円）

（ii）その他の職員

月額：給料月額の 10/100 に相当する額

（その額が 36,300 円を超えるときは、36,300 円）

④ ①～③の職員を補助する職員

日額 200 円

全国の状況と比較すると支給水準にやや乖離が認められる。他県との均衡を考慮して、支給額及び支給率について見直しを検討する必要がある。

サ. 職業訓練業務手当

職業訓練業務手当は、高松高等技術学校又は丸亀高等技術学校に勤務する職業訓練指導員である職員が職業訓練業務に従事したときに、給料月額の 10／100（限度額 35,000 円）が支給される手当である。

これは、教育委員会において産業教育手当が導入されたことに伴い、類似の業務に対する手当として昭和 36 年に設けられたものである。産業教育手当は、後述するように、高等学校における産業教育に従事する教員の確保を目的に設けられたものであるが、現在では確保に困るという状況ではなく見直しの時期となっている。

したがって、産業教育手当と同様、支給すべきかどうかも含め、支給額及び支給率の見直しについて検討する必要がある。

シ. 農業経営者養成手当

農業経営者養成手当は、農業大学校に勤務する職員が農業経営に関する知識又は技術を教授したときに、給料月額の 10%（限度額 35,000 円）が支給される手当である。

これは、業務の特殊性及び他県との均衡を勘案して設定された手当であるが、現在においては、農業経営に関する学説や経験が広く公開されていると思われることから、業務の困難性は薄れていると思われる。

また、秋田県、東京都、富山県、福井県、大阪府及び愛媛県においては支給されていない。

他県との均衡も考慮しながら、支給すべきかどうかも含め、支給額及び支給率の見直しについて検討する必要がある。

ス. 家畜保健衛生業務手当

家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する業務に従事したときに、月額18,600円が支給される手当である。これは、業務の特殊性及び他県との均衡を考慮して昭和47年4月に設定されたものである。

支給要件は、下記の家畜保健衛生所法第3条第1項によると、家畜保健衛生所内の業務のすべてが支給対象となる包括的なものである。

家畜保健衛生業務手当の特殊勤務手当実績簿は、下記のように包括的な業務名が記載され、所属長の確認のもとで支給されている。

【特殊勤務手当実績簿の記載内容】

手当名	業務名	単価	従事日数	支給額
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生業務	18,600円	従事しなかつた日 0日	18,600円

獣医師は、医療職給料表（二）の適用を受けているが、同表を適用する職種は、薬剤師、栄養士、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師など多岐にわたっており、それぞれの職種における業務の特殊性が医療職給料表（二）を適用することによってすべて措置されているとはいきれない。

そのことを前提とすれば、包括的な支給要件とするのではなく、支給する業務の範囲を具体的に規定して、その業務に従事した実績に基づき支給されるべきものである。

この手当は、他県との均衡により導入されたが、現在支給されていない県が2都県（東京都、埼玉県）、また、日額で支給している県が5県（福島県、岐阜県、三重県、岡山県、高知県）あり、本県においても、業務の特殊性について精査するとともに、他県との均衡も考慮しながら、支給対象業務及び支給方法の見直しについて検討する必要がある。

家畜保健衛生所法

(事務の範囲)

第3条 家畜保健衛生所は、第一条第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及向上に関する事務
- 二 家畜の伝染病の予防に関する事務
- 三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
- 四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
- 五 寄生虫病、骨軟症上必要な試験及び検査に関する事務
- 六 地方的特殊疾病の調査に関する事務
- 七 その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

2 略

セ. 速記手当

速記手当は、議会事務局に勤務する職員が議会の速記事務に従事したときに、日額290円が支給される手当である。

録音機器の発達により、簡単に、明瞭に録音することが可能となった現在、速記の役割は補助的なものとなっている。国や他県の動向に留意しながら、支給すべきかどうかについて検討する必要がある。

(病院)

1) 特殊勤務手当実績簿の記載方法、記載内容及び様式

(i) 記載方法

特殊勤務手当実績簿は「その1」と「その2」の2つの様式がある。「その1」は1日当たりで支給される手当を、「その2」は1回当たりで支給される手当を管理するものであるが、「その1」において記入すべき特殊勤務手当を「その2」に記入しているものがあった。

また、所属によって「その1」の記入方法が異なっており、病院として記入方法が統一されていない。

このように記入方法が統一されていないことにより、誤記入及び誤集計が発生する可能性があるため、「その1」、「その2」に記入する手当を明確に区分するとともに、記入方法を統一する必要がある。

(ii) 記載内容及び様式

特殊勤務手当は、特殊勤務手当実績簿により管理されているが、現在の特殊勤務手当実績簿の様式では日々従事した業務内容を具体的に記載する欄がないため、どのような業務に従事したのか確認できない。

特殊勤務手当を支給する根拠となるものは特殊勤務手当実績簿だけであり、どのような業務に従事したのかが不明確な状況においては、特殊勤務手当を支給すべきではない。

したがって、現在の様式では不十分であり、事後的に検証可能とするために、様式自体を見直し、具体的な業務が記載できるような様式を検討する必要がある。

2) 給与計算手続の正確性の確保

給与計算の誤りを防ぐために、下記のような方法が考えられる。

(i) システム入力担当者が日々、入力したものについて、上位の役職者が再度、入力チェックリストと「超過勤務等命令簿兼実績簿」を突合する。

- (ii) 入力チェックリストと「超過勤務等命令簿兼実績簿」の突合を行うのは、内部統制の観点から、システム入力担当者を除いた庶務課職員が実施する。
- (iii) 「超過勤務等命令簿兼実績簿」の記入方法及び各種手当の支給対象となる業務について、病院職員に周知徹底を行う。また、今回発見されたような事例の場合の記入方法について、Q & Aという形で冊子を配布する。

3) 臨床業務手当

臨床業務手当は、県立病院、がん検診センター又は精神保健福祉センターに勤務する医師又は歯科医師が、臨床に関する業務に従事したときに、日額 1,200 円が支給される手当である。

医師が、医療業務に従事すれば必ず臨床業務手当が支給されることになっており、直接患者に関わった場合だけでなく、患者の細胞などの病理診断の場合にも支給している。

医師の業務は、著しく危険、不快、不健康又は困難を伴う業務であるが、直接患者に関わらない病理診断の場合にも臨床業務手当で措置しなければならない程度のものであるかどうかについて、国及び他県の状況も参考にしながら、支給対象業務の見直しについて検討する必要がある。

4) 理学療法業務手当

理学療法業務手当は、中央病院、津田病院又は白鳥病院に勤務する理学療法士又はあん摩マッサージ指圧師が特に困難な機能訓練業務に従事したときに、日額 270 円が支給される手当である。

県立病院における理学療法は、主に患者ごとの個別療法を中心とした機能訓練に取り組んでおり、特に急性期の患者に対しては早期の機能回復を目指したベッドサイドでのリハビリを行っている。

理学療法業務は、理学療法士の本来業務であることから職務内容の特殊性、国や他県との均衡なども考慮しながら、支給すべきかどうかについて検討する必要がある。

5) 分べん介助業務手当

分べん介助業務手当は、中央病院又は津田病院に勤務する助産師が、分べんの介助業務に従事したときに、1回につき330円を支給する手当である。

分べんには異常分べんが発生するリスクがあり、助産師の負担が大きく、また分べん時の処置等に関して医療訴訟が提起されることもある。

分べん介助業務は助産師の本来業務であることから、業務内容の特殊性、国や他県との均衡なども考慮しながら、支給すべきかどうかについて検討する必要がある。

6) 精神病治療業務手当

精神病治療業務手当は、丸亀病院に勤務する職員が精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務に従事したときに支給される手当であり、支給額は次のとおりである。

支給対象者	支給額
①医師	給料月額の9/100 (限度額42,600円)
②看護師(給料の特別調整額を受ける職員に限る)又は判定もしくは相談の業務に従事する保健師	給料月額の5/100 (限度額18,200円)
③看護師(②の看護師を除く)又は准看護師	給料月額の10/100 (限度額36,300円)
④看護業務を補助する職員	給料月額の14/100 (限度額49,000円)
⑤判定又は相談の業務に従事する職員(保健師を除く)、作業療法士又は病棟婦	給料月額の9/100 (限度額31,500円)
⑥その他の職員	日額670円

全国の状況と比較すると支給水準にやや乖離が認められる。他県との均衡を考慮して、支給額及び支給率について見直しを検討する必要がある。

また、中央病院など他の病院に勤務する看護師等と比較して、その業務の特殊性・困難性の度合と手当の支給水準の均衡についても考慮する必要がある。

7) 有害物取扱手当

有害物取扱手当は、職員が有害物（労働安全衛生規則第13条第1項第2号ヲに規定する有害物その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの）を取り扱う業務に従事したとき、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務に従事したときに、日額290円が支給される手当である。

中央病院では、薬剤室、検査室及び中央材料室で業務に従事した場合に有害物取扱手当が支給されており、当該手当の支給根拠となる特殊勤務手当実績簿の記載内容からは、どのような有害物に接する危険性があったのか不明であった。特殊勤務手当実績簿には有害物が特定できるように記載すべきである。

しかし、特殊勤務手当実績簿を詳細に記載しようとすると、事務負担が生じるので、薬剤室での調剤業務、中央検査室内での検査業務、中央材料室での材料管理業務の内容を分析して、支給対象業務を明確にし、マニュアル化し、特殊勤務手当実績簿にその業務内容がわかるように記載することが考えられる。

特に危険な有害物に接する危険性が高い業務など支給対象業務を明確にし、厳格な適用が必要である。

(水道局)

1) 特殊勤務手当実績簿の記載方法

特殊勤務手当の支給に当たっては、特殊勤務手当実績簿に基づいて支給されている。実績簿には、特殊勤務を行った日付と従事した業務の内容にチェック又は○印を付し、備考欄に業務の具体的な内容や行った場所などを記すこととなっているが、業務の具体的な内容などが記載されていないものが散見された。

また、水道局においては、主に浄水場での特殊作業に関し、手当を支給しているが、この手当は、平成12年度に大幅な見直しが行われ、現在、支給対象となる業務として、①汚水処理作業、②高所深所作業、③水上作業、④有害物等取扱、⑤放射線取扱、⑥電気保守等、⑦管路保守等が挙げられているが、知事部局の動向等をも勘案して、今後、特殊勤務手当を支給すべき業務かどうか及び業務内容が確認できる方法等について検討する必要がある。

(教育委員会)

1) 超過勤務等命令簿の記載方法

超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務したときに、超えた時間に応じて支給される手当である。

抽出した教育事務所の超過勤務命令簿及び実績簿を閲覧すると、「用務事項」の欄に超過勤務として従事すべき業務を記入することにより超過勤務の命令を行うことになるが、実際の超過勤務命令簿には下記の記入例のように「管理用務」「庶務用務」のような簡略な業務名を記載しており、どのような業務に従事するために超過勤務命令を出しているのか不明確である。具体的な業務名を記載する必要がある。

【教育事務所における「超過勤務等命令簿」の記入例】

○月○日

通 し 番 号	勤務者		勤務命令時間			用務事項	宿直 日直	登庁 退庁	時 間
	職 名	氏名	超過 勤務	休日 勤務	夜間 勤務				
		○○	自 至	自 至	自 至	管 理 用 務			
		××	自 至	自 至	自 至	"			
		△△	自 至	自 至	自 至	庶 務 用 務			

2) へき地手当・へき地手当に準ずる手当

ア. へき地手当対象地域の限定

丸亀の市内に住んでいる職員で、自宅から車で 30 分のところがへき地学校と指定されており、自宅から通勤しているにもかかわらずへき地手当が支給されるという事例が見受けられた。

県内では、交通手段や通信手段の発達により離島以外は常識的にへき地と判定される場所はないと思われるが、へき地学校かどうかの基準が、当該学校周辺の公共交通機関の整備状況や役場までの距

離等を基にしているため、丸亀の街中から 30 分のところにある学校もへき地学校と判定されたものである。

基準は、法令で定められたものであり、これに準拠せざるを得ないのであるが、このことについては、今後、基準が、インフラの整備状況をも考慮して実態にあった「へき地学校」の判定基準となるように見直しが行われるよう、国へ働きかけることが望まれる。

また、基準の改正や他県の動向を考慮して、支給額の見直しについても検討する必要がある。

イ. 自宅通勤者のへき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）の支給

へき地手当は、へき地学校に勤務することから生じる精神的経済的な負担並びに生活の不便に対処するため支給される手当である。

へき地学校勤務であっても、このように自宅から通勤している場合であれば、特に手当支給の趣旨である、精神的・経済的負担や生活不便などもさほどあるものとも思われない。

これについても、法令で定められたものであり、これに準拠せざるを得ないのであるが、このことについても、今後見直されるよう国へ働きかけることが望まれる。

また、基準の改正や他県の動向を考慮して、支給額の見直しについても検討する必要がある。

3) 教育業務連絡指導手当

教育業務連絡指導手当は、小中学校などで、教務主任等である教諭又は養護教諭が、教務、生活指導等の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務に従事したときに、日額 200 円が支給される手当である。

学校においては、一般教員と教頭との間にいわゆる中間管理職に相当する職がないことから、主任制度を設け、主任が教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるという職務の困難性に着目して手当措置されているものである。

この手当は、日額で支給されることから、業務を行った日に支給されるべき手当であるが、教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務がどのようなものであるかは特定が困難であり、また、いつその業務を行ったかも確定できないため、国の指

導により、出勤した日については、当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこととなっている。

また、出張等により学校で勤務しない日であっても、国の指導により、支給しても差し支えないこととなっている。

日額で支給される手当であることから、本来、主任業務の範囲を具体的に規定し、その業務を行った日に支給することが望まれるが、業務を特定することが困難であれば、明らかに主任業務を行っていない日には支給しないなど、厳格な適用が行えるよう主任業務を精査し、支給要件を整える必要がある。

4) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当は、人材確保を目的に 5,000 円～20,200 円の範囲で各人の職務の級及び号給に応じてすべての教育職員に支給される手当である。

国において、人確法の趣旨を踏まえ人事院が昭和 50 年に行った勧告に基づき、同年 1 月 1 日以降、義務教育等教員特別手当が設けられた。人事院によれば当該手当は「俸給表により更に大幅に改善をすることは他の職員その他の職員の給与に強い影響を及ぼすこととなる実情を考慮し、今回は、一部を俸給表の改定で措置し、別に新たに義務教育等教員特別手当を支給することにより、その改善を図ることとした。」ものであり、香川県においても国に準じ、条例により義務教育等教員特別手当を規定している。

つまり、この手当は、教育職給料表と併せて給与水準の改善を図ることにより人材を確保するものとして設けられたものである。

しかし、手当創設から 30 年を経過しており、また、教育職給料表により、行政職に比べ優遇措置はなされていることから、現在、手当として優遇措置を講じなければ教員を確保できないとは考えにくい。

ただ、この手当は、優秀な教員の確保を目的として支給されているものであるので、他県の状況を考慮して、支給すべきかどうかも含め、支給額の見直しについて検討する必要がある。

5) 産業教育手当

産業教育手当は、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の

支給に関する法律第3条の規定に基づき、県立高等学校において農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して、人材を確保するために支給されるものである。手当の金額は、実習担当教員の給料及び教職調整額の合計額の10/100である。ただし、定時制通信教育手当の受給者については、給料及び教職調整額の合計額の6/100となる。

わが国が高度経済成長を経て、世界有数の経済大国に至った背景として、産業教育が優秀な人材を輩出してきた功績は大きい。こうした産業界への貢献において、産業教育手当が、産業教育への人材誘致、現に従事する教職員の士気の高揚を支えてきたといえる。

しかし、手当創設から40年以上経過しており、情報処理分野の発展をはじめとして産業教育へのニーズが多様化するなど、産業教育を取り巻く環境は大きく変化している。また、現代の教育を取り巻く環境は、あらゆる分野で課題が複雑・困難化しており、すべての教員の懸命な取り組みが求められているところであり、産業教育手当の支給対象教科の教員だけが、一律に給料の10%という水準で産業教育手当を支給されている実態は、給与水準の妥当性という観点から問題があるため、支給すべきかどうかも含め、支給額及び支給率を総合的に判断する必要がある。

6) 定時制通信教育手当

定時制通信教育手当は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第5条の規定に基づき、県立学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長、教頭、本務教員及び実習助手に対して支給される手当である。手当の金額は、定時制又は通信教育課程の高等学校の校長、教頭、本務教員及び実習助手の給料及び教職調整額の合計額の10/100である。ただし、管理職手当の受給者については、給料及び教職調整額の合計額の8/100となる。

この手当は、全日制と比べて生徒の年齢や能力、学力の差が比較的大きいため、教科指導や生活指導における複雑困難性が高いことや、定時制課程においては、勤務時間が夜間となるために、勤務の負担が大きくなることなどを考慮して手当措置されたものである。

定時制及び通信制の高等学校が輩出した多くの人材が、高度経済成長期の原動力として貢献したことは言うまでもなく、「高等学校

の定時制教育及び通信教育振興法」に基づいた定時制通信教育手当が果たした役割は大きい。

しかし、手当創設から 40 年以上経過しており、現代の教育を取り巻く環境は、全日制や定時制を問わず、あらゆる分野で課題が複雑・困難化しており、すべての教員の懸命な取組みが求められているところであり、定時制及び通信制教育に従事する教員だけが、一律に 10% という水準で優遇しつづけるという必要性は薄れてきていると考えられ、給与水準の妥当性という観点から問題があるため、支給すべきかどうかも含め、支給額及び支給率を総合的に判断する必要がある。

(公安委員会)

1) 超過勤務手当

ア. 超過勤務の命令について

すべての超過勤務命令について、警察署長が超過勤務命令簿兼実績簿に押印していることから、大規模警察署である高松北警察署において、警察署長が全職員の勤務内容や勤務時間をどのような方法で把握しているのか検証した。職員個々の業務管理は警察署長の指定した勤務時間管理員とその補助者が行い、必要な都度警察署長に報告している。超過勤務の命令についても、この一連の流れの中で行われる。

あらゆる突発事案に即応するための警察署における指揮命令系統を考慮すると、警察署長がすべての命令権を持つ必要性は理解できるものの、警察署長の押印だけではなく、実際に業務管理を行っている勤務時間管理員とその補助者の管理の証跡を明示する必要性について検討すべきである。

イ. 地域課デスク勤務員の超過勤務について

①デスク勤務員の業務内容

デスク勤務員の業務は、管轄する地域警察官の指揮命令や指導監督を本務とし、その他 110 番通報受理後の対応、酩酊者・家出入等の届出の受理・保護、地域警察官の対応を超える事案が発生したときの他課との連携、各地域警察官の取り扱った事案の引継ぎ及び書類整理等多岐に渡っている。

②デスク勤務員の勤務形態

8 時 30 分から翌日 8 時 30 分までの 24 時間のうち 16 時間の勤務時間が割り振られ翌日は非番となる。3 班が 3 交替制をとることで、365 日すべてカバーしている。なお、指揮命令における責任の明確化及び業務の確実な引継ぎを担保するために現場の地域警察官も原則同様の勤務形態をとっている。

③常態的に発生する超過勤務とその対策について

超過勤務命令簿兼実績簿によりデスク勤務員の勤務実態について調査したところ、常態的に非番の日に超過勤務を行っている。これはデスク勤務員と現場の地域警察官が同様の勤務形態をとっているため、正規の勤務時間中はいきおい事案対応に追われ、地域警察官からの事案の引継ぎやデスク勤務員間の事務引継ぎ又は勤務管理等の各種書類整理が必然的に地域警察官の勤務終了後に行われるからである。

これら事務引継ぎ等により生じる常態的な超過勤務については、コスト管理や職員の健康管理の観点からも即刻解消すべき問題であるが、現状のデスク勤務員の業務量等を考慮すれば、単なる勤務時間の割り振りの変更だけでは解決に至らないと思われ、今後人員配置の見直しや事務処理方法の改善等を視野に入れ、総合的な対策を講じる必要があると考える。

2) 警ら手当

警察官が主として警らの業務に従事した場合に、日額 340 円の手当が支給されるものである。警らは、昼夜の区別無く、風雨寒暑等の気象条件により欠略されることなく、立勤務を基本とするため、肉体的疲労度が極めて高い。また、警ら中の現行犯逮捕や挙動不審者に対する職務質問における相手からの攻撃、また、交通整理における暴走運転等、常に身体的な危険を伴う勤務である。さらに、単独勤務が多いため、常に独自の判断を要求される等、精神的負担とともに、職務執行が非常に困難であるため措置されたものである。

確かに、全国的に警ら中の警察官の殉職事案も散見され、警ら業務が非常な危険性、精神的負担等を伴う勤務であるという点は理解できるが勤務の実態として、すべての勤務において常にこのような危険な状況に対峙しているとは考え難い。危険を予測した場合の精神的負担は常に生じていることを考慮しても、具体的に発生した危険性とのバランスにも配慮した手当の支給が必要であると思われる。

ただ、当該手当については、すべての都道府県で措置されていることから、これらの動向把握に努めるなど、支給対象業務についての調査、検討が必要であると思われる。

3) 交通取締用自動車・警ら用無線自動車運転手当

交通取締用自動車の運転に専従する警察官及び警ら用無線自動車の運転に専従する警察官が当該車両の運転業務に従事した場合に、日額 560 円又は 420 円の手当が支給されるものである。

これは、自動車の大型化、スピード化及び量的増加等、全般的交通量の増加に伴い、交通取締用自動車及び警ら用無線自動車の運転に従事する者の危険性が極度に高まり、非常な困難を伴うため措置されたものである。

暴走・逃走車両の追尾あるいは検挙等、緊急執行時の危険性及び精神的負担等は容易に想像できるが、日常のパトロール等、通常の運転業務の場合は、その危険性について一般の運転者と差異はないものと思われる。したがって、現状の運転業務について、個別的な業務を考慮した手当の支給が必要であると思われる。

ただ、当該手当については、すべての都道府県で措置されていることから、これらの動向把握に努めるなど、支給対象業務についての調査、検討が必要であると思われる。

4) 運転免許路上試験手当

警察官又は警察職員が、道路において行う運転免許試験に従事した場合に、日額 300 円又は 180 円の手当が支給されるものである。自動車運転技能が未熟な受験者に対し、常に細心の注意力をもって交通事故防止への配慮を怠ることなく、専門的知識及び技術を必要とする技能試験の業務に従事する者の危険性及び精神的負担を考慮し、措置されたものである。

試験業務については、技能試験の受験者とはいえ、仮免許等の一定の資格要件を具備していること、また、試験という性格から、暴走等の粗暴、危険な運転が生じる恐れは著しく低いこと、さらに、道路交通環境も改善されていることなどから、手当創設当時に想定された特殊性は薄れてきていると考えられる。当該手当については、7 割超の都道府県で措置されているが、非措置県の状況を参考にするなどし、手当を支給すべきかどうか検討する必要がある。

5) 有害物取扱手当

警察職員が、労働安全衛生規則で定めている有害物を使用して行う自動車の整備の業務に従事した場合に、日額 290 円の手当が支

給されるものである。車両の整備は専門的知識を必要とし、かつ、常時ガソリン等の爆発性のある危険物の取扱いによる危険性、また、工場内で行うエンジン調整時の排気ガス、アセチレンガス溶接等により発生する有毒ガス及び有害物質を使用して行う作業による呼吸器、視力障害等による不健康性及び不快性等の特殊性があるために措置されたものである。

有害物取扱手当は、昭和 54 年に措置されているが、車両整備の技術開発、あるいは、健康診断による健康障害の早期発見等、勤務員を取り巻く環境は大幅に改善されてきている。なお、同業務については民間にも同様の職種があることから、民間の状況についても考慮すべきではあるが、手当創設当時の特殊性は希薄になっていると考えられること、また、他の都道府県の多くにおいて支給していない状況から、手当を支給すべきかどうか検討する必要がある。

6) 高所手当

警察職員が、地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所において、營繕工事の監督の業務に従事した場合に、日額 300 円又は 180 円の手当が支給されるものである。庁舎の建設等に伴う高所における業務について、その作業環境等から生じる著しい危険性と精神的緊張等の特殊性を考慮し、措置されたものである。

高所手当は昭和 45 年に措置されているが、各種工事現場における労災事故対策も改善されてきている現状においては、有害物取扱手当と同様に、手当創設当時の特殊性は希薄になっていると考えられる。また、他の都道府県の多くにおいて支給していない状況にあることや、当該手当については、過去数年間支給実績がないこともあり、手当を支給すべきかどうか検討する必要がある。

2. 職員手当に関する項目

(1) 職員住宅等

1) 監査方法

以下に記載の監査手続のほか、必要に応じ、質問を行った。

- ①職員住宅等の視察
- ②職員住宅等の入居率、使用料や知事部局職員住宅の建設にかかる積算資料等の閲覧、比較分析
- ③職員住宅等の運営方針、管理方法についての概要説明

2) 監査の結果

特に法令違反等はなく、適切に職員住宅等についての管理はなされている。

3) 意見

①福利厚生を目的とした職員住宅の使用料について

職員住宅の使用料については、「国家公務員宿舎法」に準じて決定されており、法令上の問題はないが、一般の民間家賃に比べて安価なものとなっている。

福利厚生施策として、どの程度入居者に負担させるべきであるか、また、職員住宅を提供することで県にどれほど負担が生じるかを明確にすることが必要である。

そこで、職員住宅の使用料をどの程度入居者に負担させるべきであるかを、当該使用料と職員が民間住宅を賃借した場合の負担額（賃借料－住居手当）とを比較して検討した。

<建設コストや維持コスト等から試算される一戸あたりの月額使用料>

平成に入ってから建設された知事部局職員住宅(木太職員住宅、屋島職員住宅、仏生山職員住宅)について、建設コストや維持コスト等から使用料を試算すると、以下のとおりとなる。

(単位：円)

団地名	建設コスト (1年分)	固定資産税 (1年分)	維持コスト (1年分)	金利 (1年分)	合計 (1年分)	戸数	1戸当たり 月額使用料
木太	25,560,851	5,529,738	2,556,085	9,849,926	43,496,600	52	69,706
屋島	4,015,212	522,182	401,521	2,597,518	7,536,434	28	22,430
仏生山	7,465,991	949,976	746,599	4,495,903	13,658,469	18	63,234

(前提条件) 建設コスト：建設費総額を耐用年数(47年)で除した金額

なお、建設コストには土地取得価額を含んでいない。

金利 : 金利総額を耐用年数で除した金額

維持コスト：維持コストの算定は、修繕計画が作成されていないため当

初建設コストの10%相当額を耐用年数で除した金額

固定資産税：土地、建物に係る固定資産税総額(なお、木太職員住宅の

固定資産税については、5年間の新築軽減措置(年2,500

千円軽減)を考慮)を耐用年数で除した額

<県の負担額>

建設コストや維持コスト等から試算される一戸あたりの月額使用料から入居者が負担する使用料を差引いたものが、県が負担する職員住宅にかかる福利厚生的なコストである。

試算すると以下のとおりであり、木太職員住宅は、月額43,706円、屋島職員住宅は、月額17,930円、仏生山職員住宅は、月額38,534円となっている。

(単位：円)

団地名	一戸当たり 月額使用料	現在の入居者 月額使用料	一戸当たり 県負担月額使用料
木太	69,706	26,000	43,706
屋島	22,430	4,500	17,930
仏生山	63,234	24,700	38,534

<当該職員住宅を賃借したと仮定した場合の自己負担額の算定>

上記で算出した一戸あたり月額使用料の民間住宅を賃借したと想定した場合、自己負担額（賃借料－住居手当）は以下のとおりである。

(単位：円)

団地名	民間住宅を賃借した場合の月額自己負担額の算出			現在の入居者 月額使用料
	一戸当たり 月額使用料	賃借したと仮定した 場合の月額住居手当	差引	
木太	69,706	27,000	42,706	26,000
屋島	22,430	10,400	12,030	4,500
仏生山	63,234	27,000	36,234	24,700

上記のように、現在の職員住宅の使用料は、職員が民間住宅を賃借した場合の自己負担額より低いことがわかる。

福利厚生を目的とした職員住宅へ入居するかどうかは、職員の自由であり、民間住宅に入居した場合と比較して自己負担額に差があるからといって直ちに是正されるべきものではない。

県は、厳しい財政事情の下、給与の削減等の施策も考慮の上、福利厚生のあり方を再検討し、職員住宅の使用料を検討する必要がある。

②建設コストの水準について

職員住宅等の建設については、法令等（地方職員共済組合が新設・増築・改築する職員住宅等については「不動産投資に関する事務取扱要綱について」）に準拠しているが、建設コストに関して、平成10年度に建設された木太住宅の建設費用を例にすると、建物の建築費は約12億円かかっており、戸数(52)で除すると1戸当たり23,103千円となっている。土地取得費用と建物建設費を加味した民間マンションの分譲価額と比較しても、木太職員住宅の建設費は割高になっているように思われる。

この原因は、民間マンションの場合、採算面が重視され、効率的に部屋数を増やしたり、仕様を落としたりすることもあり、そのまま比較するには困難な面はあるが、地方職員共済組合からの借入で新設・増築・改築する職員住宅等については「不動産投資に関する事務取扱要綱について」に定められた建設仕様に基づき、県が設定している建設単価を使用していること、また、当時の資材単価も現時点よりも割高になっていることに起因しているものと思われる。

職員住宅等の建設の仕様に関しては、法令等に準拠するだけでなく、民間での仕様の水準を考慮し、建設コストを抑制する必要がある。

また、建替えの意思決定に当たっては、建設費及びその後の維持費を集計したライフサイクルコストと建設による職員への福利厚生の効果を十分に考慮する必要がある。

なお、今後、建替え等が検討されている警察待機宿舎については、建設の仕様や民間の建設価格などを考慮して建設費を抑制することが望まれる。

③職員住宅等の駐車場について

職員住宅等においては、駐車場が整備されているところもあるが、十分に整備されていないところでも敷地内の空き地や通路の一部を駐車場として使用させており、すべての職員住宅等において、県が車庫証明を発行している。

駐車場の管理については、基本的には入居者で組織する自治会（以下「自治会」という）に任せており、県としては、駐車場使用料等の徴収を行っていない。

職員住宅等に入居していない他の職員については、駐車場使用料等を自らの負担としていることを考慮すると、職員住宅等の駐車場を利用している入居者は毎月駐車料相当分の手当を支給されているとの同様と考えられる。

この点に関連し、平成7年度の行政監査で使用料の検討について指摘されたことを受け、関係各課で協議を行い、駐車場として整備ができたところから使用料を徴収することを検討していたが、結局、部局間での調整ができず現在に至るまで有料化はできていない。

特に、無償とする理由もなく、また受益者負担の観点からも県所有土地の使用料の徴収、又は、駐車場使用料を考慮した職員住宅使用料の設定と徴収が必要である。

なお、駐車料金に関して、法令上の駐車場使用料の算定方法のみならず、近隣における民間社宅等の駐車場の相場も考慮し検討する必要があると考える。

④退去時の原状回復費用について

退去時の原状回復については、公舎等管理規則において、経年変化によるものを除いて、障子・ふすまの張り替えや破損ガラスの入れ替え等を入居者の負担とすることが明記されている。

しかし、入居者負担部分の取扱いがあいまいなため、入居者が負担すべきものが県費の負担となっているものが見受けられた。

県と入居者の費用負担を明確にし、入居者への周知徹底を図るとともに、退去時に管理者の立会いのもと、原状回復に関する費用負担の決定を行う等、退去に関する事務管理の方法を検討する必要がある。

また、将来の原状回復工事を想定して、入居者より敷金を收受すること等も検討の余地がある。

⑤職員住宅等の維持管理について

職員住宅等の維持管理の明確な修繕計画は、策定されていない。

予算削減のおり、修繕を実施したくてもできないという事情もわからなくもないが、予算の有効的、効率的な執行を行うためには、将来の維持コストを想定した修繕計画が求められる。例えば外壁のひび割れはひどくならないうちに、一定の期間ごとに補修を行うことで、コストは抑えられる。民間のマンション管理では当然行っていることである。

建物の維持修繕に関する様々な事項について、ライフサイクルコストを抑えるような修繕計画の策定が必要である。

⑥職員住宅の長期入居者について

知事部局職員住宅の長期入居者の状況は、平成 16 年 11 月 1 日現在で、10 年以上が 25 世帯、その内 15 年以上が 13 世帯となっている。

福利厚生を目的とした職員住宅の目的の 1 つは、住宅取得が困難な職員に対する経済的支援であり、持家取得促進の施策でもある。

職員の給与は勤務年数に応じて増額しており、かつ、職員住宅等の使用料は個人が民間住宅を借りる場合と比較して有利になっていることから、ある程度の年数入居すれば、取得にかかる最低限の資金は確保できるものと考えられる。

長期入居となっている理由としては、本人に住宅取得の意思がないことや住み慣れた地域を離れたくないこと等が考えられるが、長期入居は本来の目的から外れているといえる。

しかし、次に述べるように、職員住宅等の空き室が増えている状況では、長期入居者に対して退去を要請する合理性はない。

職員住宅については、入居期間にある程度の条件を明確に規定することが望まれるが、長期の入居を希望する職員については、一律同額の使用料を定めた「国家公務員宿舎法」に固執することなく、職位、所得に応じて使用料を変え、また、入居年数に応じて使用料をスライド(増額)させることも検討する必要があると思われる。

⑦職員住宅等の空き室問題について

警察待機宿舎のように署員に対して居住の制限がある場合、医師公舎、教職員住宅のように緊急呼び出し等の可能性が高いという業務の特殊性から職場に近い職員住宅等の需要が高い場合や、島しょ部のように住宅の整備ができていない場合は入居率が高いが、建設年度が古いものなどは、入居率が低いのが現状である。しかし、予算上の制約から、今後積極的な設備改善が望めない現状では、当該問題点を解消することは不可能であると考えられる。

職員住宅等の設備の老朽化を防止し、維持していくには、空き室をなくすことが必要であり、以下のような手段が考えられる。

ア. 警察職員、教職員、医師・看護師等、職種、業務の特殊性から緊急呼び出しの可能性がある部署の職員に対して積極的に入居を促す。

例えば、現在の職員住宅等において警察待機宿舎として利用できるものについては、積極的に転用を図る検討を行うことが考えられる。

イ. 通勤手当が特に高い職員に対して職員住宅等への入居を促す。

ウ. 様々な対策を行ってもなお空き室が解消しない職員住宅等は、維持管理コスト削減のため廃止し、売却を進める。

エ. これらの施策を実行するには、各所管課が共同して、空き室の利用可能性を検討し、入居の促進、転用、売却等の検討を行っていくことが必要である。

本部会計課、医師公舎・看護師宿舎は健康福祉部県立病院課、公舎は総務部総務学事課というように、各課が所管しており、入居・退去手続、原状回復工事、維持修繕業務等の住宅の管理業務を行っている。

効率性の観点からは、一元的に管理するほうが望ましい業務もあるはずであり、統括することができる業務の検討を行い、業務統合により効率化を図るべきである。

⑨職員住宅等に関する今後の方針について

香川県職員福利厚生計画（第2次）（平成9年4月）において、「職員住宅は、職員が職務に専念するために必要な、快適かつ安全な生活を支える基盤であるという観点から、居住水準や将来の必要戸数並びに本県の地理的特性及び交通網の整備等を総合的に勘案して計画的な整備を実施する必要がある」という方針が定められているが、平成10年度に建設した木太職員住宅を最後に、福利厚生を目的とした職員住宅等の建設が行われていないのが実情である。

福利厚生を目的とした職員住宅は、交通の発達により職場から少々離れたところでも十分に通勤可能であること、公務員給与について民間格差の是正がなされ、住宅を自ら取得、賃借するのに物理的、経済的な困難性はなくなったこと等から、一部の場合を除き、県が住宅を供給する必要性はなくなったものと考えられる。

職員住宅の運営に関しても、これまで、民間との家賃比較、民間との建設コストの比較等財政面におけるコストダウン施策を積極的に試みた様子もなく、家賃面においても維持コスト費用の考慮も不十分であることからも、職員住宅をこのまま県が運営していく必然性は薄れていると思われる。

財政面においても、職員住宅の保有は、高額な建設コストに加えて長期にわたる維持コストがかかり、現在のように財政が逼迫している状況では、負担が重いと思われる。

以上の点から、職員住宅等にかかる今後の方針について、以下の事項を考慮して、明確にする必要がある。

ア. 今後の取得方針

職員住宅等の新規建設、大規模な改修は原則としては行わないなど、今後の方針を検討する必要がある。

職員住宅等の建設がもとめられた場合には、その必要性を十分に検討し、維持コスト節約の観点から、民間住宅を借り上げるといった方法を検討すべきである。

- イ. 遊休職員住宅等の処分方針
- ウ. 駐車場の近隣価格を考慮した有料化
- エ. 所管部局の異なる職員住宅等の相互利用
- オ. 職員住宅等の一元管理の検討

また、入居率が悪化した場合には、次のような利活用も検討すべきである。

- (i) 世帯用として限定するのではなく、独身・単身用として活用を図る。
- (ii) 県営住宅として提供するなど、県民へのサービスに利用する。

(2) 互助団体

(意見)

香川県の各互助会会員の掛金と県からの補助金の比率は、県の補助金が減る方向で推移しており、県の負担水準は全国的にも平均的な水準となっているが、今後とも、県民の納得を得られる福利厚生制度となるよう、さらなる検討が望まれる。

(3) 旅費（日当）

（意見）

旅費については、公共交通機関、公用車を利用した場合等について下記のように規定されているが、自動車運転士についても、在勤地外で路程 25 km 以上運転した場合、旅費（日当）が支給されていた。

運転業務に従事したときに支給される日当は、旅行中に生じる諸雑費として支給されているものであるが、現実に要する費用と比べて過大となっている。

なお、この点については、運転士に限らず旅費制度全体についての見直しが必要である。

【公用の交通機関を利用した場合の日当】

日当			
在勤地内	在勤地外		
	路程 25 km 未満	路程 25 km 以上	
不支給	不支給	9 級以上の職務にある者	8 級以下の職務にある者
		650 円	550 円

また、総務学事課では、公用車の運転士は、車庫長を含めて 20 人体制であり、乗用車 22 台、マイクロバス 1 台を集中管理している。車庫長は、県庁内の各課からの配車の申請に基づき、計画表を作成して、自動車運転士はその計画表に基づいて、運転業務を行っている。

監査実施の過程において、総務学事課が所管する運転士の運転業務に従事している時間にばらつきが見られた。運転士の稼動状況を把握し、人員の配置や外注の可否について、出先機関も含めて検討する必要がある。

第三 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付資料

1. 職員手当の内容

手当名	支給条件等	支給額
扶養手当	<p>扶養親族のある職員</p> <p>【扶養親族の範囲】 次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①配偶者(内縁関係を含む。) ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤心身に著しい障害がある者(終身労務に服することができない程度) 	<p>配偶者 月額 13,500円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 月額各 6,000円 配偶者がない場合 そのうち1人 月額 11,000円 扶養親族でない配偶者がある場合 そのうち1人 月額 6,500円 その他 月額 各 5,000円</p> <p>16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき月額 5,000円を加算</p>
調整手当	<p>①東京事務所勤務者 ②大阪事務所勤務者 ③医療職給料表(一)の適用者</p>	<p>①(給料+給料の特別調整額(管理職手当)+扶養手当)の月額 × 12/100 ②③(給料+給料の特別調整額(管理職手当)+扶養手当)の月額 × 10/100</p>
住居手当	<p>①住宅を借り受け、居住し、家賃を支払っている職員 ②自宅居住者 ③単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する住居を借り受け家賃を支払っているもの ④単身赴任手当受給職員で、その所有に係る住宅に配偶者等が居住しているもの</p>	<p>①支給限度額 27,000円 ②3,500円 ③支給限度額 13,500円 ④1,700円</p>
通勤手当	<p>①交通機関等利用者 ②自動車等使用者 ③併用者</p>	<p>①運賃等相当額(A) ②距離区分に応じ支給額(B)が定められており、支給限度額は 30,700円 ③(1)自動車等の使用距離が片道 2キロ以上場合 : A+B (2)上記以外 A と B の大きい方</p>
単身赴任手当	A 転居要件 B 別居要件 C 距離制限 D 単身要件 の4つの要件すべてを満たす職員及びこれとの権衡上必要があると認められる職員	職員の住居から配偶者の住居までの交通距離に応じて決められており、支給限度額は 68,000円
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員	<p>A. 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日給が支給されることとなる日の勤務を除く。) ⇒ 125/100 B. 上記以外の日の勤務 ⇒ 135/100 C. 同一週を超える期間において週休日の振替等を行うことにより、1週間あたり40時間を超え、かつ、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務</p>

		した職員⇒25/100
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員	支給割合 135/100
宿日直手当	宿日直を行った職員及び医師等	①宿日直勤務 1回につき 4,200 円 ②県立病院に勤務する看護師等の当直勤務 1回につき 5,900 円 ③学寮当直等の勤務 1回につき 7,200 円 ④県立病院に勤務する医師の当直勤務 1回につき 20,000 円 ⑤常直勤務 月額 21,000 円
管理職員特別勤務手当	給料の特別調整額を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合 (手当の対象勤務：災害対策本部が設置される程度以上の大規模な災害又は人事委員会の認める重大な事件等が起こった場合における勤務。)	・本庁の部長及びこれに相当する職 12,000 円(18,000 円) ・本庁の次長及びこれに相当する職 10,000 円(15,000 円) ・本庁の課長及びこれに相当する職のうち、給料の特別調整額の支給割合が 16% の職及び出先機関の長 8,000 円(12,000 円) ・上記以外 6,000 円(9,000 円) ※()内の金額は実働時間が 6 時間を越える場合の支給金額である。
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員に対して支給されるものであり、一般に言われている管理職手当である。	給料月額に対する支給割合 6/100～24/100
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものを対象とする手当	勤務の特殊性の実情により定率又は定額。 (詳細については下記(2)特殊勤務手当を参照)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(特地公署)に勤務する職員に支給。(支給対象公署：直島環境センター)	特地勤務手当基礎額※ × 4/100 ※特地勤務手当基礎額 特地公署への異動時の (給料月額 + 扶養手当の月額) × 1/2 と 支給月時点の (給料月額 + 扶養手当の月額) × 1/2 との合算額
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署への異動に伴い住居を移転した職員に支給。 (支給対象公署：直島環境センター)	特地公署への異動時の (給料月額 + 扶養手当の月額) × 5/100
農林漁業改良普及手当	農業・林業・水産業に関する技術等の改良普及に重視する下記のものに対して支給。 ①専門技術員、林業専門技術員及び水産業専門技術員 ②改良普及員、林業改良指導員、水産業改良普及員、蚕業又は開拓営農に関する技術及び知識を普及指導する職員	①給料月額 × 8/100 ②給料月額 × 12/100
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時か	(支給割合)

	ら翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員	勤務 1 時間につき、1 時間あたりの給与額の 25/100																
期末手当	<p>1. 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員 2. 基準日前 1 箇月以内の退職者、後見開始及び保佐開始の審判による失職者並びに死亡者</p> <p>[適用除外者] 基準日に次に該当する者には支給しない。 ①無給休職者、刑事休職者、専従休職者及び派遣条例による無給派遣職員②停職者③非常勤職員④育児休業職員 ただし、育児休業職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間(休職(休職条例によるもの又は公務若しくは通勤災害によるものを除く。)・停職・週休日、休日・欠勤以外の期間を含む。)がある職員には、手当を支給する。</p>	<p>1. 支給額 (給料+扶養手当+調整手当)の月額×期別支給割合×在職期間別支給割合</p> <p>2. 期別支給割合 (平成 16 年度~)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>140/100 (特定幹部職員 120/100)</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>160/100 (特定幹部職員 140/100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 在職期間別支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上 6箇月未満</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上 5箇月未満</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>30/100</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	支給割合	6月1日	140/100 (特定幹部職員 120/100)	12月1日	160/100 (特定幹部職員 140/100)	在職期間	支給割合	6箇月	100/100	5箇月以上 6箇月未満	80/100	3箇月以上 5箇月未満	60/100	3箇月未満	30/100
基準日	支給割合																	
6月1日	140/100 (特定幹部職員 120/100)																	
12月1日	160/100 (特定幹部職員 140/100)																	
在職期間	支給割合																	
6箇月	100/100																	
5箇月以上 6箇月未満	80/100																	
3箇月以上 5箇月未満	60/100																	
3箇月未満	30/100																	
勤勉手当	<p>1. 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員 2. 基準日前 1 箇月以内の退職者、後見開始及び保佐開始の審判による失職者並びに死亡者</p> <p>[適用除外者] 基準日に次に該当する者には支給しない。 ①休職者(公務傷病等休職者を除く。)②停職者 ③非常勤職員 ④専従休職者 ⑤育児休業職員 ⑥派遣条例による派遣職員 ただし、育児休業職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、手当を支給する。</p>	<p>1. 支給額 (給料+調整手当)の月額×成績率×期間率</p> <p>2. 成績率 120/100 を超えない範囲内で任命権者が定める。</p> <p>期別標準支給割合 (平成 16 年度~)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日 (特定幹部職員)</td> <td>70/100 (90/100)</td> </tr> <tr> <td>12月1日 (特定幹部職員)</td> <td>70/100 (90/100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 期間率 期間率は支給対象期間における勤務期間によって 0~100/100 に区分されている。</p>	基準日	支給割合	6月1日 (特定幹部職員)	70/100 (90/100)	12月1日 (特定幹部職員)	70/100 (90/100)										
基準日	支給割合																	
6月1日 (特定幹部職員)	70/100 (90/100)																	
12月1日 (特定幹部職員)	70/100 (90/100)																	
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師である職員	<p>①医師、歯科医師 高松市外の病院等: 1年目 269,300 円 高松市内の病院等: 1年目 216,700 円</p> <p>②獣医師 1年目 10,000 円 当該金額は年数に応じて減少</p>																
災害派遣手当	国又は他の地方公共団体から派遣された災害対策基本法第 32 条第 1 項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するもの	滞在期間及び滞在する施設に応じて 日額 3,970 円~6,620 円																

公立学校職員独自の手当(知事部局と異なる手当のみ下記に記載)

手当名	支給条件等	支給額
給料の調整額	盲学校、聾学校、養護学校の教員及び小中学校の特殊学級等の担当職員	調整基本額×調整数
教職調整額	給料表の2級及び1級の適用を受ける教員	給料月額の4/100
宿日直手当	宿日直を行った職員に対して支給する。	①通常の宿日直 1回につき 4,200円 ②生産管理宿直 1回につき 5,100円 ③農業宿日直 1回につき 5,900円 ④学寮当直 1回につき 7,200円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日に勤務した場合	勤務1回につき 校長及び教頭 6,000円 部主事 4,000円
管理職手当	管理職に対して支給されるものである。	給料月額に対する支給割合 8/100～16/100
義務教育等教員特別手当	公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年条例第8号)により、義務教育諸学校に勤務する教育職員及び高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員に対して支給。	5,000円～20,200円
へき地手当	へき地学校等の級地区分に応じて支給。	給料(給料の調整額、教職調整額を含む)及び扶養手当の合計額の8/100～16/100
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等への異動に伴い住居を移転した場合、支給。	給料(給料の調整額、教職調整額を含む)及び扶養手当の合計額の4/100
産業教育手当	農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第3条の規定に基づき、県立高等学校において農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給。	農業、水産又は工業の学科の実習担当教員の給料及び教職調整額の合計額の10/100 (定時制通信教育手当の受給者は6/100)

定時制 通信教 育手当	高等学校の定時制教育及び通信 教育振興法第5条の規定に基づ き、県立高等学校で定時制の課程 又は通信制の課程を置くものの校 長、教頭、教員及び実習助手に対 して支給。	定時制又は通信教育課程の高等 学校の校長及び本務教員の給料及 び教職調整額の合計額の10/100 (管理職手当の受給者は8/100)
-------------------	--	---

2. 特殊勤務手当

(1) 知事部局

手当名	内 容	支給額	設定趣旨	当初設定年度
県税事務手当	総務部税務課、県税事務所又は小豆総合事務所に勤務する職員が納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課又は徴収に関する事務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 670 円	業務の特殊性	S27. 4. 1
狂犬病予防等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事したとき ①狂犬病予防法の規定による犬の捕獲又は処分 ②動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬、猫等の引き取り、収容又は処分 ③香川県動物の愛護及び管理に関する条例第 22 条第 1 項の規定による立入調査	①② 日額 910 円 ③ 日額 250 円	国及び他県の実情等を考慮し、特殊業務に従事する職員の厚遇を図り、これら職員のなお一層の勤労意欲の向上を図るもの。	S45. 4. 1
細菌検査業務手当	環境保健研究センター、保健所、病院その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が特に危険な病原体の研究又は検査の業務に従事したとき	日額 320 円	勤務の特殊性	S36. 4. 1
有害物取扱手当	職員が有害物(労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号ヲに規定する有害物その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ)を取り扱う業務に従事したとき、又は有害物のガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務に従事したとき	日額 290 円	国及び他県の実情等を考慮し、特殊業務に従事する職員の厚遇を図り、これら職員のなお一層の勤労意欲の向上を図るもの。	S45. 4. 1
と畜検査業務手当	と畜検査員がと畜場法第 10 条の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査の業務に従事したとき	月額 18, 600 円	家畜伝染病感染の危険と解体検査等不快な業務であり、かつ、と畜増産体制下、作業量増大による疲労度が大である。	S41. 4. 1
航空機搭乗業務手当	職員が航空機に搭乗し、大気又は海洋の汚染状況の調査、災害時における救助活動その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき 飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合	1 時間 1, 900 円 日額 870 円 加算	業務の特殊性並びに国及び他県との均衡。	S54. 4. 1
保安検査等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事したとき ①火薬類取締法第 43 条第 1 項の規定による立入検査 ②高圧ガス保安法第 35 条第 1 項の規定による保安検査又は同法第 62 条第 1 項の規定による立入検査 ③液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律第 83 条第 3 項の規定による立入検査 ④液化石油ガスマーターに係る計量法第 16 条第 1 項第 2 号イの規定による検定又は同法第 148 条第 1 項もしくは第 3 項の規定による立入検査	日額 250 円	勤務の特殊性	S38. 4. 1

消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員が教育訓練として火災防御訓練又は救助訓練の業務に従事したとき	日額 420 円	国及び他県との均衡を考慮。	S47. 4. 1
し尿処理施設等検査業務手当	職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項、水質汚濁防止法第 22 条第 1 項又は浄化槽法第 53 条第 2 項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 270 円	業務内容及び他県の支給状況を考慮。	S46. 4. 1
社会福祉業務手当	①保健福祉事務所又は小豆総合事務所に勤務する職員が生活保護法、児童福祉法又は知的障害者福祉法の規定により、要保護者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務に従事した場合 ②子ども女性相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合 ③子ども女性相談センター、身体障害者相談所又は知的障害者相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合(②の場合を除く)	①日額 510 円 ②医療職給料表(三)の適用を受ける職員 月額 給料月額の 4/10(限度額 14,500 円) ③他の職員 月額 給料月額の 8/100 (限度額 28,000 円) ④日額 510 円	業務の特殊性	S35. 4. 1
精神保健福祉業務手当	①精神保健指定医である職員(精神病治療業務手当を受ける職員を除く)が精神障害の有無又は精神障害のため入院を必要とするかどうかの判定の業務に従事した場合 ②健康福祉部、保健所、精神保健福祉センター又は病院に勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合 ③保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事した場合	日額 290 円	勤務の特殊性	S36. 4. 1
放射線取扱手当	①医師、診療放射線技師もしくは診療エックス線技師又はこれらの職員を補助する職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した場合 ②①に掲げる場合のほか、職員が特に著しい放射線障害を受けるおそれのある業務に従事した場合	日額 320 円	放射線の被曝による健康阻害のおそれ着目して措置されているもの。	S29. 4. 1
防疫作業手当	職員(家畜保健衛生業務手当を受ける職員を除く)が次に掲げる作業に従事したとき ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項、第 3 項および第 4 項に規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域において行う患者の看護もしくは当該病原体の付着した物件もしくは	日額 290 円	感染症の病原体の感染のおそれ及び作業の著しい不快性、不健康性に着目して措置されているもの。	S27. 4. 1

	付着の疑いのある物件の処理作業又は入院のための患者の移送 ②家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件の処理作業			
結核患者訪問手当	保健師が結核予防法第25条の規定により訪問して行う指導の業務に従事したとき	日額 230円	国及び他県の実情等を考慮し、特殊業務に従事する職員の厚遇を図り、これら職員のなお一層の勤労意欲の向上を図るもの。	S45.4.1
麻薬取締業務手当	麻薬取締員が麻薬および向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務に従事したとき	日額 1,000円	職務の特殊性と他の都道府県の支給状況等を考慮。	S42.10.1
臨床業務手当	県立病院、がん検診センター又は精神保健福祉センターに勤務する医師又は歯科医師が臨床に関する業務に従事したとき	日額 1,200円	国及び他県の状況を考慮。	S43.4.1
感染症等治療業務手当	職員(精神病治療業務手当を受ける職員を除く)が感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において、直接、患者に接する業務に従事したとき ①医師 ②感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において常時勤務する看護師又は准看護師 ③その他の職員	①日額 350円 ②月額 給料月額の 4/100 (限度額 14,500円) ③日額 290円	業務の特殊性	S29.4.1
精神病治療業務手当	丸亀病院に勤務する職員が精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務に従事したとき ①医師 ②看護師(給料の特別調整額を受ける職員に限る)又は判定もしくは相談の業務に従事する保健師 ③看護師(②の看護師を除く)又は准看護師 ④看護業務を補助する職員 ⑤判定又は相談の業務に従事する職員(保健師を除く)、作業療法士又は病棟婦 ⑥その他の職員	①月額 給料月額の 9/100 (限度額 42,600円) ②月額 給料月額の 5/100 (限度額 18,200円) ③月額 給料月額の 10/100 (限度額 36,300円) ④月額 給料月額の 14/100 (限度額 49,000円) ⑤月額 給料月額の 9/100 (限度額 31,500円) ⑥日額 670円	従来伝染病等治療業務手當に包含されていたものを、病状、職員の勤務条件の異質性等により分離、独立。	S43.4.1

理学療法業務手当	中央病院、津田病院又は白鳥病院に勤務する理学療法士又はあん摩マッサージ指圧師が特に困難な機能訓練業務に従事したとき	日額 270 円	業務の特殊性及び 他県との均衡。	S52. 4. 1
夜間看護等手当	(1)病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護業務又は救命救急センターにおける救急医療に関する業務に従事した場合 (2)病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、人事委員会規則で定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合 職員(通勤距離が片道 2km 未満である職員および自動車等使用により通勤手当を受ける職員を除く)が深夜における勤務の交代に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため県の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の全務又は一部を県が負担するタクシー等を利用する場合を含む)以外の場合に限る)	(1)①深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合 1回 2,000 円 ②深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合 1回 2,900 円 ③深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合 1回 3,300 円 (2)1回 1,240 円 ①通勤距離が片道 5km 未満の場合 1回 380 円加算 ②通勤距離が片道 5km 以上 10km 未満の場合 1回 760 円加算 ③通勤距離が片道 10km 以上の場合 1回 1,140 円加算	看護婦等の夜間勤務は、休息、仮眠時間も十分でなく、その勤労の度はきわめて強く、国においても措置されたので、国に準じるもの。	S41. 4. 1
分べん介助手当	中央病院又は津田病院に勤務する助産師が分べんの介助業務に従事したとき	1回 330 円	業務の特殊性並びに国及び他県との均衡。	S52. 4. 1
死体取扱手当	病院に勤務する職員が死体の解剖もしくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したとき	①死体の解剖又はその補助作業に従事した場合 1体 900 円 ②死体の清しき納棺作業に従事した場合 1体 540 円	国家公務員との均衡及び職務の内容、勤務条件等を考慮。	S51. 4. 1
児童福祉業務手当	斯道学園に勤務する次に掲げる職員が児童に対する養護、指導又は自立の支援に関する業務に従事したとき ①給料の特別調整額を受ける職員 ②児童自立支援専門員、児童生活支援	①月額 給料月額の 6/100 (限度額 21,000 円)	業務の特殊性	S27. 4. 1

	員、児童指導員、職業指導員又は保育士(①の職員を除く) ③ ①～②の職員を補助する職員	②月額 給料月額の 14/100 (限度額 49,000 円) ③日額 200 円		
知的障害者福祉業務手当	川部みどり園に勤務する次に掲げる職員が教育、指導又は訓練の業務に従事したとき (1)給料の特別調整額を受ける職員 (2)生活指導員、作業指導員、児童指導員又は保育士((1)に掲げる職員を除く) ①重度の知的障害者に対する教育、指導又は訓練の業務に常時従事する職員 ②その他の職員 (3)看護師又は准看護師((1)に掲げる職員を除く) ①重度の知的障害者に対する教育、指導又は訓練の業務に常時従事する職員 ②その他の職員 (4) (1)～(3)に掲げる職員を補助する職員	(1)月額 給料月額の 6/100 (限度額 21,000 円) (2)①月額 給料月額の 18/100 (限度額 63,000 円) ②月額 給料月額の 14/100 (限度額 49,000 円) (3)①月額 給料月額の 14/100 (限度額 50,900 円) ②月額 給料月額の 10/100 (限度額 36,300 円) (4)日額 200 円	業務の特殊性	S42. 4. 1
職業訓練業務手当	高松高等技術学校又は丸亀高等技術学校に勤務する職業訓練指導員である職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く)が職業訓練業務に従事したとき	月額 給料月額の 10/100 (限度額 35,000 円)	職業訓練指導員の待遇の改善。	S36. 4. 1
農業経営者養成手当	農業大学校に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く)が農業経営に関する知識又は技術を教授する業務に従事したとき	月額 給料月額の 10/100 (限度額 35,000 円)	業務の特殊性及び他県との均衡。	S53. 4. 1
畜産特殊作業手当	畜産試験場に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したとき ①種雄牛又は種雄豚(以下「種雄畜」という)の自然交配もしくは精液の採取もしくはこれらの作業の準備のために種雄畜を御する作業、種雄畜の精液を採取する作業又は低温室内において種雄牛の精液を処理する作業 ②豚のと殺又は解体の作業 ③家畜のふん尿を処理する作業	①日額 230 円 ②日額 200 円 ③日額 180 円	職務の内容、勤務条件等についての特殊性を考慮。	S35. 10. 1
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師が家畜保健衛生所第 3 条第 1 項に規定する業務に従事したとき	月額 18,600 円	国及び他県との均衡を考慮。	S47. 4. 1

漁業取締業務手当	漁業監督吏員および船舶員が船舶に乗り組み、漁業取締りに関する業務に従事したとき	日額 370 円	国及び他県の実情等を考慮し、特殊業務に従事する職員の厚遇を図り、これら職員のなお一層の勤労意欲の向上を図るもの。	S45. 4. 1
用地交渉等業務手当	職員が土地(土地を使用する権利を含む)の取得、換地処分又は漁業権の消滅もしくは制限に関し現地で交渉する業務に従事したとき	日額 1,000 円 (深夜の場合 日額 1,300 円)	国及び他県の実情等を考慮し、特殊業務に従事する職員の厚遇を図り、これら職員のなお一層の勤労意欲の向上を図るもの。 土地の取得等のために昼夜を問わず困難な折衝等を行うことに伴う心身の特別の負担、業務の困難性等に着目して措置されているもの。	S45. 4. 1
特殊現場作業手当	職員が次に掲げる業務に従事したとき (1)潜水器具を着用して行う潜水作業 (2)道路、河川の堤防、ため池等で人事委員会規則で定めるもののうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある個所又は発生した個所において行う巡回監視又は応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査の業務 (3)地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な個所において行う土木工事作業又はその監督その他人事委員会規則で定める業務 (4)人事委員会規則で定める事業場の水面下 4 メートル以上の深所において行う土木工事作業又はその監督の業務 (5)交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で人事委員会規則で定めるもの (6)トンネルの坑内において行う工事の監督、測量又は検査の業務	(1)1 時間 310 円 (2) ①巡回監視の業務に従事した場合 日額 480 円 (日没から日出までの間の場合 日額 720 円) ②応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 日額 730 円 (日没から日出までの間の場合 日額 1,095 円) (3)(4)(5) 日額 300 円 (6) 日額 560 円	潜水作業における水圧の変化に伴う危険及び健康阻害のおそれ等、高所作業における足場の不安定に伴う転落の危険性、高所恐怖等、坑内作業における落盤、落石の危険等に着目して措置されているもの。	(1) S50. 4. 1 (2) S51. 4. 1 (3) S38. 4. 1 (4) S38. 4. 1 (5) S48. 4. 1 (6) S49. 4. 1
特殊現場指導業務手当	職員が次に掲げる業務に従事したとき ①道路、河川その他人事委員会規則で定める場所において、道路等の不法占有者等に面接して行う指導又は監督の業務 ②廃棄物が不法に処理され、又は処理されるおそれのある現場等において、不法投棄者等に面接して行う指導又は監督の業務	日額 650 円	業務の特殊性	H12. 4. 1
速記手当	議会事務局に勤務する職員が議会の速記事務に従事したとき	日額 290 円	職務の内容、勤務条件等についての特殊性を考慮。	S48. 4. 1

(2) 水道局

手当名	内容	支給額	設定趣旨	当初設定年度
浄水等作業手当	<p>県営水道事務所に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したとき</p> <p>①汚泥処理等作業 ②水面上で行う流木等除去作業および採水作業 ③高圧電流の受配電設備又は直流電源装置の操作又は保守の業務 ④地上もしくは水面上 10m 以上の高所又は地下もしくは水面下 4m 以上の深所で行う巡視その他の業務 ⑤労働安全衛生法施行令別表第一に掲げる危険物もしくは令別表第 3 に掲げる特定化学物質又は労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号ヲに規定する有害物の取扱業務 ⑥労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる放射線業務 ⑦労働安全衛生法施行令別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において行う浄配水施設等の保守点検業務</p>	<p>県営水道管理事務所に勤務する職員 日額 590 円</p> <p>上記職員のうち職務の困難性により別に定める者 日額 860 円</p>	汚泥処理等に伴う健康阻害のおそれ、高所作業における足場の不安定に伴う転落の危険性、高所恐怖、潜水作業における水圧の変化に伴う危険及び健康阻害のおそれ、放射線の被曝や有害物による健康阻害のおそれなどに着目して措置されているもの。	<p>①～④ S43.4.1 ① 汚泥処理 H12.4.1 ⑤～⑦ H12.4.1 (⑤)の塩素 S55.4.1</p>
用地交渉業務手当	職員が土地(土地を使用する権利を含む)の取得に関し、現地で交渉する業務に従事したとき	日額 1,000 円 (深夜 1,300 円)	土地の取得等のために困難な折衝等を行うことに伴う心身の特別の負担、業務の困難性等に着目して措置されているもの。	S45.4.1
特殊現場作業手当	<p>①災害応急作業 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある浄配水施設又はその周辺において行う巡回監視又は応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査の業務</p> <p>②道路上作業 交通の頻繁な道路上において、交通を遮断することなく行う水道工事等の作業又は監督の業務</p> <p>③坑内業務 トンネルもしくはたて坑の坑内又は管路内において行う水道工事等の監督、測量又は検査の業務</p>	<p>①巡回監視の業務に従事した場合 日額 480 円 (日没から日出までの間ににおいて従事した場合 日額 720 円) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 日額 730 円 (日没から日出までの間ににおいて従事した場合 日額 1,095 円) ②日額 300 円 ③日額 560 円</p>	被災や交通事故の危険、坑内作業における落盤、落石の危険等に着目して措置されているもの。	<p>① S55.4.1 ② S55.4.1 ③ H12.4.1</p>

(3) 教育委員会

手当名	内容	支給額	設定趣旨	当初設定年度
教員特殊勤務手当	<p>小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級又は2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>①非常災害時における児童、生徒もしくは幼児(以下「児童等」という)の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>③児童等に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る)において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>(3) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日もしくは休日および国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日(以下「週休日等」という)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう)における児童等に対する指導業務で週休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に行うもの</p>	<p>(1) ①日額 3,200円 (任命権者が人事委員会に協議して認める業務 6,400円)</p> <p>②日額 3,000円</p> <p>③日額 1,500円 (任命権者が人事委員会に協議して定めるとき 3,000円)</p> <p>(2) 日額 1,700円 (ただし、多度津水産高校実習船「香川丸」に乗り組む教員 2,000円)</p> <p>(3) 日額 1,700円</p> <p>(4) 日額 600円 (任命権者が人事委員会に協議して定めるとき 1,200円 又は1,700円)</p> <p>(5) 日額 900円</p>	その業務が心身に著しい負担を与えることに対する手当	昭和46年度
多学年学級担当手当	<p>小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、次に該当する場合</p> <p>①3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合</p> <p>②2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合</p>	<p>①日額 350円</p> <p>②日額 290円</p>	多学年学級において授業を展開するという業務の困難性に対する手当	昭和34年度
添削、面接指導手当	<p>①高等学校の職員のうち本務として通信教育に従事する職員以外の職員が、通信教育の添削指導に当たる場合</p> <p>②高等学校の職員のうち本務として通信教育に従事する職員以外の職員が、通信教育の面接指導に当たる場合</p>	<p>①報告書 1通130円</p> <p>②1時間 700円</p>	通信教育が本務でない者が添削のみで教科の指導を行うという業務の困難性や、休日等に生徒と面接する	昭和28年度

			ことが心身に著しい負担を与えることに対する手当	
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校もしくは高等学校に所属する教諭もしくは養護教諭又は盲学校、ろう学校もしくは養護学校に所属する教諭(部の主事を命ぜられた教諭を除く)もしくは養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる職務でその職務が困難であるとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合	日額 200 円	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整および指導助言という業務の困難性に対する手当	S52. 4. 1
兼務手当	①昼間授業又はその補助を本務として担当する職員が夜間授業又はその補助を行う場合ならびに夜間授業又はその補助を本務として担当する職員が、昼間授業又はその補助を行う場合 ②①に該当する場合を除き、本務として勤務する学校以外の学校に勤務する者について、特に必要と認める場合	①1 時間 700 円 ②1 時間 700 円	昼間と夜間に授業を行うという心身に著しい負担を与えることに対する手当	昭和 24 年
有害物取扱手当	高等学校の職員が有害物(労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号ヲに定める有害物をいう)を使用する業務に従事した場合	日額 290 円	有害物を取り扱うという危険又は不健康な業務に対する手当	S55. 4. 1

(4) 公安委員会

手当名	内容	支給額	設定趣旨	当初設定年度
犯罪捜査手当	<p>(1) 主として犯罪の予防もしくは捜査又は被疑者の逮捕の業務に従事する私服員である警察官</p> <p>(2) 銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の業務に従事する警察官</p> <p>①銃器又は銃器と思料される物が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕、人質の救出又は犯人の説得(犯人の直近において行われる説得に限る)の業務(以下「銃器犯罪現場における犯人の逮捕等の業務」という)に従事した場合</p> <p>②銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務に従事した場合(①に掲げる場合を除く)</p> <p>③銃器犯罪現場における犯人の逮捕等の業務に付隨して行われる固定配置による警戒の業務に従事した場合(①および②に掲げる場合を除く)</p> <p>④銃器を使用した犯人の逮捕の業務に付隨して行われる固定配置による警戒の業務に従事した場合(①から③までに掲げる場合を除く)</p> <p>⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒の業務に従事した場合(①から④までに掲げる場合を除く)</p>	<p>(1) 日額 560 円</p> <p>(2) ①日額 1,640 円</p> <p>②日額 1,100 円</p> <p>③日額 1,100 円</p> <p>④日額 820 円</p> <p>⑤日額 820 円</p>	<p>(犯罪捜査)</p> <p>犯罪の捜査は、聞込、尾行、張込等の形態をとつて行われるものであり、これらの作業には、著しい肉体的労働を伴うばかりでなく、精神的緊張も避けられず、特に被疑者の逮捕の業務は実力を行使して犯人を制圧しなくてはならない機会が多いので、犯人からの危害をうける恐れが最も高い危険な業務である。</p> <p>(銃器)</p> <p>けん銃使用犯罪における人質救出、犯人逮捕、捜索・差押え等の業務は、防弾チョッキ等を着装の上、武器携帯で従事しなければならず、また、身を挺してこれらの犯罪に立ち向かうことを要求されるものであり、警察官の行う業務の中においても極めて危険を伴う業務であることから、犯罪捜査手当から特別に措置した。</p> <p>※暴力団の対立抗争、来日外国人によるけん銃使用犯罪の増加等、けん銃の一般社会(市民)への拡散が危惧される時代背景により措置</p>	<p>(犯罪捜査) S29.7.1</p> <p>(銃器犯罪) H10.4.1</p>
警衛警護警備手当	<p>(1) 身辺警衛又は身辺警護の業務に従事する私服員である警察官</p> <p>①著しく困難な業務に従事した場合</p> <p>②その他の業務に従事した場合</p> <p>(2) 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条の2第5項(同法第66条第2項において準用する場合を含む)に規定する運搬証明書の交付を受けて運搬する車両を先導し、又はこれに追従して行う当該車両の警備の業務に従事する警察官</p>	<p>(1) ①日額 1,150 円</p> <p>②日額 640 円</p> <p>(2) 日額 640 円</p>	<p>(警衛警護)</p> <p>身辺警護員等は、常時、皇族等の直近又は周辺に位置し、万一、皇族等の身辺に危害が及ぶ恐れがある場合には、身を挺した任務遂行が求められる。さらには、常に皇族等に追従して警護にあたるため、その勤務は早朝から深夜に及ぶ場合も多く、精神的、肉体的負担は極めて大きいことから、犯罪捜査手当から特別に措置した。</p>	<p>(警衛警護) H9.4.1</p> <p>(核原輸送) H12.4.1</p>
犯罪鑑識手当	犯罪現場において指紋、手口もしくは写真を利用して行う犯罪鑑識の業務又は理化学、法医学もしくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務に従事する者	日額 560 円	事件現場に捜査員とともに臨場し、捜査員と一緒にになって現場鑑識処理にあたっており、様々な現場における作業の困難性、危険性及び不快性が極めて大きい業務である。また、公判審	S29.7.1

			理において犯罪を立証していくためには、証拠価値の高い物的証拠の収集能力等、高度な専門的知識が要求される業務である。	
死体取扱手当	(1) 檢視もしくは死体解剖の立会いに専従する者又は死体解剖の補助の業務に従事する者 (2) その他の死体取扱いの業務に従事する者 ①心身に著しく負担を与える業務に従事した場合 ②その他の業務に従事した場合	(1) 1 体 3,200 円 (2) ① 1 体 3,200 円 ② 1 体 1,600 円	焼死体、腐乱死体、バラバラ殺人事件による部分死体等を取り扱う際の不快性及び特殊な病気に感染している恐れのある死体を取り扱う際の危険性に鑑み措置された。	S41.4.1
交通捜査等手当	(1) 道路において交通事故の処理、交通事故もしくは暴走族に係る犯罪の捜査又は道路交通関係法令の規定の違反(特に重要なものに限る)の取締り(以下「交通捜査」という)の業務に従事する警察官 ①高速自動車国道又は自動車専用道路において従事した場合 ②その他の道路において従事した場合 (2) 道路において道路交通関係法令の規定の違反(特に重要なものを除く)の指導取締り(交通整理を含み、以下「交通指導取締り」という)の業務に従事する警察官 ①高速自動車国道又は自動車専用道路において従事した場合 ②その他の道路において従事した場合	(1) ① 日額 夜間 1,260 円 昼間 840 円 ② 日額 夜間 840 円 昼間 560 円 (2) ① 日額 460 円 ② 日額 310 円	道路交通の急速な発達に伴い、交通警察官の任務が重要になってきた。交通警察官は、交通事故を防止し、交通混雑の緩和を図るために、街頭に立ち、強力な指導取締りを行う必要がある。また、昼夜の別なく発生する交通事故やひき逃げ事件の際に行う、負傷者の救護、速やかな交通の復元並びに、徹底した捜査等の業務は、著しい困難性と危険性を伴うものである。	S38.4.1
爆発物等処理手当	①爆発物又はその疑いのある物件(以下「爆発物等」という)の処理の業務に従事する者 ②特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ)およびサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ)もしくはその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という)に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る業務、又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の業務で特殊危険物質等の発散もしくは漏えいのおそれがあるものに従事する者 ③特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う業務に従事する者(②に掲げる者を除く) ④特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該特殊危険物質が発生するおそれがあ	① 1 件 5,200 円 ② 1 件 4,600 円 ③ 日額 250 円 ④ 日額 460 円	(爆発物処理) 爆発物の処理は、何時爆発するか分からない状況下において、対象物件に応じた措置(処理)を行わなければならぬことから、高度の知識・技術を必要とするとともに、危険度は他の業務に比較し難いものがあり、処理中は極度の精神的緊張を伴うとともに、肉体的疲労も極めて大きい等、著しい特殊性を有する業務である。 (特殊危険物質) * オウム真理教による松本・地下鉄サリン事件捜査時に措置制定の趣旨は爆発物に同じ	(爆発物) S51.4.1 (特殊危険) H8.3.26

	ものに従事する者			
災害警備等手当	<p>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用もしくは保守又は鑑識の業務(以下「災害警備等」という)に従事する者</p> <p>(1) 災害警備等に引き続き 2 日以上従事した場合</p> <p>① 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 63 条第 1 項の規定により設定された警戒区域又はこれに準ずる危険な区域において災害警備等(著しく危険な人命救助を除く)に従事した場合</p> <p>② 著しく危険な人命救助に従事した場合</p> <p>③ その他の業務に従事した場合</p> <p>(2) 著しく危険な人命救助に従事した場合((1)に掲げる場合を除く)</p>	<p>(1) ① 日額 1,680 円 ② 日額 1,680 円 ③ 日額 840 円 (2) 日額 840 円</p>	<p>災害時における警察官の業務は、時間、場所、環境等を考慮しながら行われるものではなく、短時間のうちに、かつ、被害程度が大きい場所又は被害の拡大が見込まれる場所等、危険な場所に赴いて行うことが前提であり、常に危険にさらされながらの業務である。また、救助活動、避難誘導、行方不明者の捜索等は昼夜を問わず行われるものであり、その精神的、肉体的負担が極めて大きい業務である。</p>	H2. 4. 1
夜間特殊業務手当	<p>(1) 正規の勤務時間による勤務の全部又は一部を深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ)において行う者</p> <p>① 勤務時間が深夜の全部を含む場合</p> <p>② 勤務時間が深夜の一部を含む場合</p> <p>(2) 正規の勤務時間(休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く)外において緊急の呼び出しを受けて、午後 9 時から翌日の午前 5 時までの間に、犯罪の予防もしくは捜査もしくは被疑者の逮捕、犯罪鑑識、交通捜査もしくは交通指導取締り又は爆発物等の処理の業務に従事する者(犯罪捜査手当、犯罪鑑識手当、交通捜査等手当又は爆発物等処理手当の受給者に限る)</p>	<p>(1) ① 1 回 980 円 ② 2 時間以上 650 円 2 時間未満 410 円 (2) 1 回 1,240 円</p>	<p>(夜間特殊業務) 深夜における職務執行は常に危険が伴うとともに、昼間に比べ勤務体制が弱くなり、勤務員の精神的、肉体的負担が高くなる。また、深夜の屋外勤務は、風雨、寒暑にさらされ、疲労と不快が伴い、生活の不規則による不健康性が極めて高い業務である。 (緊急呼出) 突発的に発生した業務に従事するために緊急の呼出により勤務することを命ぜられ、当該業務に従事した場合に支給されるが、有事即応を原則とする警察職員の職務の性格上、自宅待機を余儀なくされること及び私生活の中斷に伴う精神的負担に鑑み措置された。</p>	<p>(夜間勤務) S45. 5. 1</p> <p>(緊急呼出) S56. 1. 1</p>
少年補導手当	現場において少年補導の業務に従事する者(犯罪捜査手当の受給者を除く)	日額 340 円	少年補導職員の業務は、不良行為を繰り返す少年に対する補導活動やその保護者等に対する継続的な助言・指導の実施、また、少年及びその保護者に対する事案の聞き取りや環境調査、面接を行うほか、犯罪被害少年に対するカウンセリング等の心理学的な手法の活用等、専門的な知識・技術を必要とする業務である。また、けん銃、警棒等を着装することなく行う業務であることから、身体的な危	S49. 4. 1

			険性も高く、精神的負担が極めて大きい業務である。	
火薬類取扱等手当	火薬類の取扱いの業務(爆発物等の処理の業務を除く)又は火薬類もしくは高圧ガスの製造施設等の立入検査に専従する者 ①業務に従事した時間が4時間以上の場合 ②業務に従事した時間が4時間未満の場合	①日額 250円 ②日額 150円	火薬類の製造、保管場所への立入検査等の業務は専門的知識を必要とし、また、何時爆発するか分からない状況下における業務は極度の精神的緊張を伴うとともに、肉体的疲労も極めて大きい等、著しい特殊性を有する業務である。	S45.4.1
警ら手当	主として警らの業務に従事する警察官	日額 340円	外勤警察官の勤務は、警ら及び巡回連絡を主体としており、それは昼夜の区別無く、風雨寒暑等の気象条件により欠略されることなく、立勤務を基本とするため、肉体的疲労度が極めて高い。また、警ら中の現行犯逮捕や挙動不審者に対する職務質問における相手からの攻撃、また、交通整理中における暴走運転等、常に身体的な危険を伴う勤務である。さらに、職務執行においても単独勤務が多いため、常に独自の判断を要求される等、精神的負担とともに、職務執行が非常に困難である。	S42.4.1
航空手当	(1)航空機の操縦の業務に従事する者 (2)航空機の整備の業務に従事する者((1)に掲げる者を除く) (3)航空機に搭乗し、犯罪の捜査等の業務に従事する者 ①操縦の業務に従事した場合 ア. 100キロメートル以上にわたる海上搜索その他の特殊な条件下の業務(以下「特殊条件下の業務」という)に従事した場合 イ. その他の業務に従事した場合 ②整備の業務に従事した場合 ア. 特殊条件下の業務に従事した場合 イ. その他の業務に従事した場合 ③操縦および整備の業務以外の業務に従事した場合 ア. 特殊条件下の業務に従事した場合 イ. その他の業務に従事した場合 ④飛行中の航空機から降下した場合	(1)月額 給料月額の 12/100 (2)月額 給料月額の 6/100 (3)①7. 公 安職給料表6 級以上 1時間 6,630円 5級以下 4,680円 4.6級以上 5,100円 5級以下 3,600円 ②7.1時間 2,860円 4.1時間 2,200円 ③7.1時間 2,470円 4.1時間 1,900円 ④日額 870円	職務の困難性及び危険性	(搭乗のみ) S54.4.1 (操縦等) H元.4.1

海上取締等手当	警察用船舶に乗り組み、取締り等の業務に従事する者(犯罪捜査手当の受給者を除く)	日額 370 円	警察船舶の運行の業務については、専門的な知識・技術(船舶免許)を必要とするほか、強風、激波時の出航、また、船舶の航行の激しい瀬戸内海航路での操船等は極めて危険性が高く、航行中は常に細心の注意を必要とする等、精神的・肉体的負担が極めて大きい業務である。	S50. 4. 1
交通取締用自動車・警ら用無線自動車運転手当	(1) 交通取締用自動車の運転に専従する警察官 ①自動二輪車の運転に専従した場合 ②その他の自動車の運転に専従した場合 ⅰ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において使用する自動車 ⅱ. その他の道路において使用する自動車 (2) 警ら用無線自動車の運転に専従する警察官	(1)①日額 560 円 ②7. 日額 560 円 ⅰ. 日額 420 円 (2)日額 420 円	自動車の大型化、スピード化並びに量的増加等、全般的交通量の増加に伴い、交通取締用自動車の運転に従事する者の危険性は極度に高まり、非常な困難を伴うとともに、将来的にもさらに危険性と困難性が加わることが予想される。	(白バイ) S37. 4. 1 (高速 交取) S63. 1. 1 (その他) S63. 1. 1 (警ら 無線) S29. 7. 1
運転免許路上試験手当	道路において行う運転免許試験に従事する者 ①業務に従事した時間が 2 時間以上の場合 ②業務に従事した時間が 2 時間未満の場合	①日額 300 円 ②日額 180 円	自動車運転技能が未熟な試験者に対し、常に細心の注意力をもって交通事故防止への配慮を怠ることなく、専門的知識・技術を必要とする技能試験の業務に従事する警察官の危険性及び精神的負担に鑑み措置された。	S48. 4. 1
潜水手当	潜水器具を着用して潜水の業務に従事する警察官 ①潜水深度、気象等を勘案して著しく困難な状況において従事した場合 ②その他の状況において従事した場合	①1 時間 470 円 ②1 時間 310 円	犯罪捜査、人命救助のため、潜水器具を着用して潜水業務を行う業務については、特殊技能を必要とし、かつ、危険性及び不快性も著しく高い等、その精神的、肉体的負担が極めて大きい業務である。	S47. 4. 1
看守護送手当	①留置場において看守の業務に従事する者 ②被疑者又は被告人の護送の業務に従事する者(犯罪捜査手当の受給者を除く)	①日額 340 円 ②日額 290 円	(看守) 看守勤務は、被疑者の身柄を確保しつつ、拘禁目的の限度内において留置人の人権に十分な配慮をし、その処遇の適正を期することにより、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図ることに寄与するという極めて重要な業務である。その勤務は、外部と遮断された閉鎖環境の中で行われ、しかも、留置人の中には、逃走目的で反撃の機会を狙ったり、証拠隠滅や自殺等を企図する者も少なくなく、そのような心情の留置人と常	(看守) S39. 4. 1 (護送) S49. 4. 1

			<p>時対峙する看守勤務員の精神的負担は極めて大きいものがある。</p> <p>(護送手当)</p> <p>被疑者の護送業務は、常に逃走の危険性をはらんでおり、逃走事故が一度発生すると、被疑者が第二次犯罪を重ねる恐れもあることから、護送勤務員は少しの隙も見せることなく、常に緊張を保つ必要がある等、勤務員の精神的負担が極めて大きい業務である。</p>	
高所手当	<p>地上 10 メートル以上の足場の不安定な個所において営繕工事の監督に従事する者</p> <p>①業務に従事した時間が 4 時間以上の場合</p> <p>②業務に従事した時間が 4 時間未満の場合</p>	<p>①日額 300 円 ②日額 180 円</p>	<p>庁舎の建設等に伴う高所における業務については、その作業環境等から、著しい危険性と精神的緊張を伴う業務である。</p>	S45. 4. 1
有害物取扱手当	有害物(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 13 条第 1 項第 2 号ヲに規定する有害物をいう)を使用して行う自動車の整備の業務に従事する者	日額 290 円	車両の整備は、専門的知識を必要とし、かつ、常時ガソリン等の爆発性のある危険物の取扱いによる危険性、また、工場内で行うエンジン調整時の排気ガス、アセチレンガス溶接等により発生する有毒ガス及び有害物質を使用して行う作業による呼吸器、視力障害等による不健康性及び不快性等の特殊性がある。	S54. 4. 1